

# 労働運動総合研究所設立15周年記念シンポジウム

## 労働政策の新自由主義的展開への われわれの対抗軸を考える

2005年12月11日

日本大学経済学部7号館講堂

司会（藤吉信博労働総研事務局次長）

本日は、労働運動総合研究所の設立15周年記念シンポジウム「労働政策の新自由主義的展開へのわれわれの対抗軸を考える」においてくださいまして、ありがとうございました。さつそく主催者を代表して、牧野富夫労働総研代表理事があいさついたします。

### 主催者あいさつ：

牧野富夫労働総研代表理事

本日は日曜日にもかかわりませず、お忙しいなか多数ご参加いただきましてありがとうございます。

労働総研は1989年の12月11日に「労働運動の必要に応えるとともに国民生活の充実向上に資することを目的として」設立され、本日16年を迎えた。今日のシンポジウムは、労働総研設立15年記念事業の一環として企画してきたものです。

労働総研設立15周年とかさねて日本の政治経済情勢の15年間の変化を概観してみると、本当に重大な事件があいついで起こっていると思います。90年代になって、特にこの10年はそういうえると思います。おそらく、日本の社会が90年代あたりからおかしな形に変質してきている。そういう15年間ではなかったかと思います。90年代になって突然変質したということではもちろんございません。それ以前から派生してきていた、たとえば、70年代あたりから出現してきた変動相場制、マネーチーム的な社会、そういう

う一連の現象が、アメリカ型グローバリゼーションの進展のもとで、90年代になっていきよに“カジノ資本主義”などといわれるような特徴を、非常に鮮明にしてきたということができると思います。

そういうことと合わせて、シンポジウムのテーマであります新自由主義的な展開、本日のシンポジウムでは労働政策というところに焦点をおいていますけれども、この新自由主義的な政策というものが、この国では81年、「第2次臨時行政改革調査会」が設置されて以降、80年代の土光臨調「行革」路線あたりからずっとつながってきて、90年代になって「構造改革」という名のもとに、その路線が非常に徹底されるといいますか、各方面でいろいろな問題を投げかけてきていると思います。

政治的にも90年代になって、憲法の「改正」を軸に、これまでになかったような大変きびしい展開が認められます。そういう一連の変化は相互に関連しあってつくりだされてきているのではないかと思いますが、90年代半ばあたりから、財界がある方針を出しますと、国の労働政策もそれを“なぞる”といいますか、財界の政策を支援し、促進するような一連の労働政策があいついで採られてきているという特徴が顕著になってきているのではないでしょうか。今日では労働契約法制をめぐる問題やホワイトカラーのエグゼンプション制など、本当に究極の労働法制面での「規制緩和」とでも表現しているような状況になってきております。

本日のシンポジウムには、それぞれの分野で

---

労働総研クオータリーNo.61(2006年冬季号)

活躍されている素晴らしいシンポジストをお迎えすることができたわけでありますけれども、この15年間の足取りをそれぞれの立場から、問題点を解明していただくとともに、本日のシンポジウムは「われわれの対抗軸を考える」というテーマでありますから、それぞれの問題の解明にとどまらず、事態を開拓するための「対抗軸」についても積極的な提言をいただきたいと思います。

先ほどシンポジストの方々と打ち合わせをしたわけですけれども、「対抗軸」というものは、何かこうあればいいなというような夢を求めるようなことではもちろんありませんし、頭で考えてすぐ出てくるような簡単な問題でもないと思います。しかし、「対抗軸」の一部はすでに存在しているにもかかわらず、われわれがそれらを積極的に活用していないという問題があるのではないかということが、打ち合わせでこもごも話されました。

労働政策についての「対抗軸」としては、憲法ということがありますますけれども、特に25条、27条、28条などは現実に「対抗軸」として具体的に存在するにもかかわらず、私たちはそれらを十分に使い切っていないこともあります。それは、労働運動がだらしないからだということがよくいわれますけれども、現実に全労連という普通の労働組合も存在するわけですから、全労連が存在すること自体がおかしな労働運動に対する「対抗軸」になっているというふうな解釈もできると思います。

ですから、この「対抗軸」についてのご発言や討論では、たとえば、憲法なり労働基準法の具体的条項、あるいは判例法が「対抗軸」として、いまどれだけの足場となっており、その足場を今後どういうふうに発展・展開させていく必要があるのかといった議論ができればよろしいのではないかと思っています。本日は研究所の主催ということでありますから、理論的にど

う「対抗軸」を考えていくかということがまず考えなければいけないことでしょうけれども、その理論的な「対抗軸」というのは、ただ理論的にだけで終わってしまったのでは本当の意味で「対抗軸」にはならないと思います。社会的なパワーを本当に引き起こすような「対抗軸」とは何かというようなことが、本日のシンポジウムで議論されればよろしいのではないかと思っています。

時間も限られたシンポジウムでありますけれども、シンポジストの皆さんだけではなく、あとで参加者の皆さんにも自由にご意見を出していただくという場面もあります。労働運動に対する少しきびしいご意見を出していただくことも、こういう場ですからよろしいのではないかと思いますし、何よりも私たち労働総研に対して「労働運動総合研究所と名のっているのであれば、労働者の立場に立った研究所だろうから、こういう点を今後明らかにしていけ」というような、宿題をたくさんいただければありがたいと思います。それらのご意見に対してもいつできるかについて、今は約束できませんけれども、なるべく早く、とにかく研究所としてはこう考えるということを出していきたいと思います。そういう宿題をいただくためのシンポジウムでもあります。本日のシンポジウムがそういうものになればさらに意義あることだと思います。

先ほど、いろんな方から「この建物は新しいな」というご質問受けましたので、そのことに若干触れさせていただきます。日本大学経済学部は、2004年に100周年を迎えたので、その記念事業の一環としてこの建物を造りました。別に記念館とか何々館ということではなくて、経済学部の7個目の建物がこれですよということで、経済学部7号館と呼んでいます。昨年はそういうことでいろんな行事をいたしましたけれども、本日は労働総研設立15周年の記念シンポジウムの場としてこの会館を使っていただけますことを大変よろこんでおります。おそらく

## 特 集・労働運動総合研究所設立 15 周年記念シンポジウム

30年前くらいの日本大学だとそういうことができなかつたと思います。それができるようになつただけでも社会が前の方にすすんでいるんじゃないでしょうか。

私が時間をとるのはこのへんにしておきましょう。最後までシンポジウムの成功のため皆さん方のご協力をよろしくお願ひいたします。最後になりましたが、5時半から記念レセプションを予定していますので、そちらにも是非ご参加いただければありがたく存じます。

斎藤先生、熊谷先生、坂本先生、シンポジストの皆さんにあらためてお礼を申しあげます。同時にいでいただきました皆様方にも厚くお

礼申しあげましてあいさつに代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

司会 それでは、シンポジストの方にご登壇いただきます。皆さんにお配りしました袋の中身をご確認ください。『労働総研クオータリー』2005年秋季号No.60「労働総研設立15周年特集」とシンポジストのプロフィール、熊谷全労連議長のレジメ、坂本修弁護士のレジメ、最後に「発言用紙」の5点が入っています。

では、これから、大木代表理事をコーディネーターにシンポジウムをはじめていただきます。

### シンポジスト

斎藤 貴男（ジャーナリスト）

熊谷 金道（全国労働組合総連合議長）

坂本 修（自由法曹団団長）

### コーディネーター

大木 一訓（労働運動総合研究所代表理事）

大木 今日はお休みのところシンポジウムにご参加いただきまして、どうもありがとうございます。今日はシンポジストの方にお忙しいなかご参加いただいたことと、牧野日本大学経済学部長にお礼を申しあげなければなりません。この立派な会場を使用させていただきまして、こういう立派なシンポジウムを開くことができました。あらためてお礼申しあげたいと思います。

申し遅れましたが、私は労働総研代表理事の一人をしております大木一訓です。シンポジストの方々のプロフィールが皆さんのお手元の袋に入っているかと思いますけれども、はじめに、私のほうから簡単にご紹介をさせていただきたいと思います。

まず、私の右隣が斎藤貴男先生です。最近ますます精力的に活躍され、“怒れるジャーナリスト”などという名称がついているようですが

ど、たくさんの方を書いておられます。プロフィールのなかには全部入っていません。たとえば『非国民のすすめ』などという有名な著作などが落ちていたりもするんですけど、あまり多すぎて書ききれないというような状況もございます。斎藤貴男先生です。中央はおなじみの熊谷金道全労連議長です。そのお隣は迫力満点でいつも聴衆を圧倒されておられます坂本修弁護士です。

お三方とは、打ち合わせで、どういうふうに議論をすすめようかと話をしましたが、労働総研としてシンポジストのご発言の内容について特別な注文をつけていません。それぞれご自由にお話をいただきたいと思います。今回のシンポジウムの主題は「われわれの対抗軸を考える」となっておりまして、会場の皆さんといつしょにそれを考えようということですので、それぞれの立場からいろいろ問題提起をしていただきたいというふうに思っております。ご発言の順序は、斎藤先生からはじめていただいて、この席順でつぎに熊谷さん、最後に坂本先生にお願いいたします。

一回目のご発言時間はそれぞれ20分間です。

その後、会場の皆さんからご質問やご意見がありましたら、その袋に入っています「発言用紙」に発言の要旨を書いていただいて、シンポジストの第1回目の発言の後、10分程度の休み時間をとりますので、その休憩時間中に壇上にあります「発言用紙」入れの箱に入れてください。

会場からの発言希望者があまりたくさんですと、私の責任で「発言用紙」を拝見させていただき、整理した上で、会場からの発言者とシン

ポジストとの質疑応答、討論をすすめさせていただくことにしたいと思います。会場全体での討論の後、再度シンポジストの方から、第2回目の発言を10分ずついただく、こんな順序でシンポジウムをすすめさせていただきたいと思っております。

それではさっそく、斎藤先生から第1回目の発言をお願いします。

## 自民党新憲法草案に貫かれている思想

斎藤 貴男

皆さんこんにちは。フリーライターの斎藤貴男と申します。

私は労働問題についても取材は一応してはきていますけれども、とくにそればかりやってきている専門家ではないということと、あと最終的結論めいたところで申しあげますけれど、いま労働問題を労働問題としてだけでとらえると事の本質を矮小化してしまうんじゃないかなという思いがありますので、若干大上段に振りかぶったところからお話をさせていただきたいと思います。のちほど坂本先生の方でも、いまの労働総研で議論すべきは憲法問題ではないかというような提言もあるように聞いておりますので、一部かさなってしまうところがあるかもしれません、私から恐縮ですが憲法の問題で口火を切らせてください。

### 近代立憲主義の完全な放擲

10月21日、自民党が「新憲法草案」を発表しました。11月の末にはこれが自民党の結党50周年記念式典で正式に採択されたという状況になっているわけです。自民党としてはこれを土台にひろく国民に憲法論議を呼びかけたいというようなことを話しています。ここ数年のうちに改憲へという流れがつくられつつあるという状況です。この新憲法草案で焦点はいくつもありますけれども、まず9条2項が大幅に変えら

れて自衛隊が自衛軍とされる。あるいは、きちんと読んでみると「自衛軍の組織及び統制に関する事項は、法律で定める」ということだけ書いてあります。つまり自衛軍の行動は別の法律をつくってそこで決めるということだけは書かれていて、憲法は自衛軍に対して何の縛りもかけてないのです。要するに自衛隊を自衛軍にして、あとは何をやってもいいですよということです。戦争をガンガンやってもいいし、アメリカが「国際貢献」だといっていることは、それが実は侵略戦争であってもそれもOKだ、という内容になっていると、私は考えています。

ただ、実は私がここで最も問題にしたいのは、この新憲法草案に貫かれている一種の思想ともいいうべきものです。この新憲法草案の条文そのものの中にはそれははっきり書かれているわけではありません。しかしその思想は部分的に顔をあらわしています。わかりやすい部分では、前文をはじめとして「国民の責務」という言葉がやたらたくさん出てくるんです。これはどういう思想のもとにそういう流れがつくられているのかということが重要だろうと思います。

2004年、自民党は2度ほど正式な憲法改正のための文書を発表しています。6月に「憲法改正のための論点整理」、11月には「憲法改正草案大綱」という文書を発表しています。いずれにも共通していたのは、憲法のあり方、考え方そ

## 特 集・労働運動総合研究所設立 15 周年記念シンポジウム

---

のものを変えてしまおうという文言がさりげなくさしはさまれていたことです。おおむねこんなことが書かれていました。現行の日本国憲法は国家権力に対する制限規範としてのみ捉えられてきた。規範つまりルールです。しかしこれからは違う。複雑化する現代世界において国家と国民が共生、ともに生きるためのルールにするんだという趣旨のことがいざれの文書にも書かれていました。何気なく読むと、ふんふんなるほどねとなんとなく読み飛ばしてしまうようなきれいな表現ですけれども、憲法の専門家にいわせると、これはとんでもないことだという話です。

つまり憲法というのは国家権力を縛る規範以上のものでもない。これが憲法の原理原則なんです。その原理原則を自民党は勝手に崩そうとしているということです。原理原則といえども、絶対にあらためてはいけないということでは必ずしもありませんけれども、もしもそれをあらためるというのであれば、それこそその点について大々的な国民的議論が必要になるわけですが、それをしない。憲法とは国家権力を縛るものだという考え方を近代立憲主義といっています。要するに大昔の西洋社会の王様の権力は神様から授かったものだという考え方から、人類は幾多の市民革命をへて現代のような考え方にはいたっているわけです。つまり、人間とはすべて自由で平等な存在である。だからといってこれを野放しにしておいては世の中の秩序がたもたれないから国家が必要になる。しかし、こんどはこの国家権力があまりにも強大になると、一人ひとりの人権が侵害されるので憲法という枠をはめるという順序なわけです。自民党は、この近代立憲主義をやめると実はすでに宣言しており、この新憲法草案でもその考え方にもとづく表現がいくつもみられます。

もっともわかりやすいのは前文にある、「日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有し…」とい

うことです。「愛國心」という言葉が盛り込まれるよりは、実はもっと強烈に日本に生まれた人間は日本国家に帰属するものであって、その国や社会を愛情をもって自ら支え守らなければならぬといっています。そんな義理はないと思は思いますけれども、そう書かれているわけです。近代立憲主義は、まさにここで完全に放擲されていると思います。では、自民党は近代立憲主義をやめてどのような憲法をつくりたいと考えているのでしょうか。この新憲法草案には考え方そのものをはっきり表明していません。考え方そのものは、公党たる自民党は実のところよういわんのですけれども、民間憲法臨調という任意団体が代弁してくれています。任意団体が何いおうが関係ないじゃないかと思われるかもしれませんけれども、この任意団体の代表世話人は三浦朱門、本業は作家ですけれども、自民党べったりの御用タレントという位置づけの人です。その他にも岡崎久彦元駐タイ大使、中西輝政京都大学教授のような自民党のブレーンが結集した団体がこの民間憲法臨調です。

この民間憲法臨調が今年の5月3日の憲法記念日に憲法改正の提言を出しました。そこで「新しい憲法を作成するにあたっては、現行憲法下にみられたこのような（近代立憲主義の）誤謬を是正…されなければならない」と主張しています。つまり、近代立憲主義をやめるという内容を打ち出しているんです。こうしたことを自民党はさすがにいえないけども、民間団体だからといって部分もあります。そして、彼らは、これから憲法論議では「国家論」ではなく「国民論」をやろうじゃないかと主張しています。普通、憲法を変えようという場合、これからはこういう国家にしたい、だからそれに合わせた憲法をつくろうという話になる順番ですけれども、かれらの考え方違います。どのような国家にするかなんていうのはエリートたるわれわれが決めるんだ。国民どもの出てくる幕じゃない。国民が議論すべきは、エリートたるわれわ

れが考えたところの国家像のもとでいかなる国民であるべきかをおまえたちは考えなさい。こういう「国民論」を主張しはじめているわけです。つまり、近代立憲主義によれば国家を縛るためのルールであったはずの憲法を、国民の生き方を定めるためのルールにしようというのが、彼らの基本的な考え方です。

## 軍産複合体の論理

そう考えてみると、いますぐんでいる労働者、労働の問題点というのが、かなりはつきり解きあかされてくるのではないかと思うわけです。非正規雇用がどんどん増えている問題、そして非正規雇用になったらば最後、雇用の多様化などという表現を用いるわけですけれども、勤める側は実のところはよほど恵まれたエリート階層でなければ、そもそも正規の職員でいることも難しい。選択肢がふえたようではいながら、実際には一人ひとりの立場にしてみたら手の届かない選択肢ばかり増えているという状態であるわけですけれども、こういう流れのおおもとが改憲論議でわかるように私には思えます。

具体的には、たとえば、製造業はどんどん海外へシフトをされている。牧野先生のお話にもありましたけれども、95年の日経連『新時代の「日本の経営』あたりで、そうした流れがスタートしているわけですね。海外に製造業がどんどん移転され、国内の工場がどんどん閉鎖され、地方の高校卒業生の就職先などがなくなっていく。つまり空洞化です。一方、国内にかろうじて職を残した人も、空洞化でどんどん待遇が悪くなっていく。非正規雇用の増大で労働者の権利が奪われていく。これを、普通の労働者、サラリーマンは、ここ10年来「不景気だ、不景気だ」といってきたわけです。「景気」という言葉は難しい言葉ですが、企業にとっての「景気」というふうに見方を変えますと、これはもうこんなに「景気」のいい時代はないわけです。

海外の安い労働力を使って利益を極大化して

いるわけですから。しかし、海外の安い労働力に依拠した収益構造というのは同時に非常にリスクです。海外の政情が不安定な国で稼ぐということは、いつ、たとえば革命勢力や内戦やクーデターに見舞われるかもわからない。せっかく大金はたいてつくった工場がのつとられるかもしれない。こういうカントリーリスクには、これまでのようにそれぞれの企業努力や自己責任では対処できないので、日本の国家として守ってもらいたい。ありていにいえば、なにか紛争に巻き込まれたら自衛隊に出動してもらって、武力で対処してもらいたい。戦争をしてもらいたいという考え方には、最近10年来、財界の主流派はなってきているわけです。

3年前には経済同友会、今年1月には日本経団連が九条を含む改憲の提言をしたのはそのためです。私はこの間、とくに経済同友会で憲法問題調査会委員長の高坂節三さんという元伊藤忠商事の常務だった方にその辺ははつきりと聞き出してもいます。いまでは憲法九条の枠のもとで、企業努力と外交努力によって海外への権益の拡大をはかつてき日本経済は、つぎのステージにいま移りつつあるというのです。つまり、この企業活動と外交努力に軍事力のバックアップを加えた、軍産複合体としての日本経済が構想されているということです。軍事力の軍と産業の産が一体化して国力を増進していくということです。

というと、なんとなくもっともらしく聞こえますけれど、要するにこれはほとんど帝国主義ではないのか。かつての大日本帝国はまず軍事力が出ぱっていき、それで制圧した後に企業が出ていったのに対して、この新しいグローバリゼーションのもとでの帝国主義というのは、まず企業が好きなように世界中で振舞う。それに逆らうような勢力がいたら軍事力で鎮圧する。こういう流れになってしまっているわけです。したがって「平和」という言葉の定義を変えれば、これは十分「平和」的だという言い逃れも

## 特 集・労働運動総合研究所設立 15 周年記念シンポジウム

---

できるようです。私が自民党や財界の人たちに取材をしていてつくづく感じるのは、今回この新憲法草案で9条1項の平和主義が残るということですけれども、「平和」というものの考え方が全然違うんですね。われわれは、普通、紛争に巻き込まれない、戦争をしない状態が平和だくらに考えているのですけれども、彼らは、要するに、日本やアメリカの多国籍企業が世界中で好きなように振舞える状態を「平和」というのであって、それを阻害する奴はテロリストなので、これに対して何をやってもいい。彼らを殲滅するために罪のないまわりの人を何人ぶつ殺してもそれはしょうがない。それは尊い犠牲であると考えてきているわけです。ですから「平和主義」がこれと矛盾しないという、きわめて独善的な理屈が成り立つわけです。

### 「戦争と差別の国」

彼らは、こうやって工場を海外にどんどんシフトしている。国内は失業者が増え、非正規雇用が増え、労働者としての権利が守られないで、男なら過労死、女ならセクハラが日常的になってきています。最近2年ほど前から、こんどはフリーターだとニートの問題が大きく取り上げられているわけですけれども、財界、とくに政治家の認識はほんとに身勝手です。つまり、彼らは、フリーターやニートは単に怠け者だから仕事をしないんだという言い方に、いまでも終始しています。そういう若者がまったくないなんていうつもりもありませんけれども、基本的にエリート以外はまともに就職ができない。定職につけない状況であるという大前提が完全に忘れ去られてしまっています。

そういう状態が少しつづいてきますと、取材をしていてつくづく感じるんですけれども、下手にこのニートやフリーターの問題を“こういう状態は良くない”と批判することもしにくくなっているんです。というのは、要するにわれわれは、私なんかがニート、フリーター問

題を取り上げる場合は、ニートやフリーターが多い状態はあまりよろしくないという前提で取材をするわけです。そうすると実際にニートやフリーターになっている若者にしてみれば「えらそうなことってんじやねえよ。おれらはこれで十分幸せなんだ。ちゃんとそこそこ食えるだけのものは稼いでいるし、サラ金にいけばちゃんとそれ以上の遊びもできる。おまえがなんでえらそうに上からものをいうんだ」という感覚がだんだん伝わってきます。

実際どんな人でも、現在の自分というのを否定してしまっては生きていけませんので、肯定するしかない。そうすると、その人たちのためにはいつているつもりの言葉が、うるさく感じられたりする状況に最近なってきつつあるんじゃないかなと思います。そしてまた、時間の経過と共にそのような雰囲気がかもしだされてくることは、結構計算されてしまっているんじゃないかなというふうにも思うんです。

たとえば「教育改革」では、小さい時から勉強の得意な子とそうでない子をはっきり分けてしまう。分けてしまって、できそうな子にはたくさん教える。その分の手間ひま金はできない子に教えないことによって賄うということが、「教育改革」の政府の政策になってしまっているんです。細かいことは省きますが、もう勉強を教えないでいいとみなされた子たちが将来どのようになるのかということです。いまみたいにニート、フリーターになる前提を、政権の方ではすでに考えているようです。

地方の女子高などの統廃合の問題をいくつか取材したのですが、関東地方のある山間部の女子高などは、近くにある男子校との合併を強いられたのです。学力があんまり変わらなければ問題ないんですけども、そこの地域の場合、男子校の偏差値はその県でも相当高い高校です。ところが女子高の方はうんと低かったんです。だから合併が本当は成り立たないんです。成り立たないけど、県の方針だからくっつける。だ

---

労働総研クオータリーNo.61(2006年冬季号)

けど、学力差があるのをいっしょのクラスで勉強さすわけにいかないといって、県教委では最初、女子高出身の子だけプレハブの校舎に集めて隔離しちまえということまで平然と言い放っていました。結局、生徒たち本人や保護者、教師たちの運動が奏功して、少なくともいまいる生徒たちが卒業するまでは合併はしないという方向で落ち着いたので、生徒たちはあまりにもひどい目にはあわなかつたんですけれども、何が残ったかというと、結局その地域で偏差値の足りない女の子たちはいく高校がなくなってしまったということです。こういうやり方をみると、言葉は悪いけれども、県教委はその地域にいる偏差値の低い女の子たちは風俗にでもいけよというようにみなしているとしか、私には考えられません。そして、これほど完全なストレス社会になってきますと、また事実いい悪いを別にすると、そういう職業が社会的に求められてしまうという現実もあるわけです。その辺がいつのまにか、新自由主義改革のもとで、上から下を見下ろすという視点が定着した結果、はっきりと政策に現われてきているというふうに、私は感じています。

話を若干前に戻しますと、自民党や財界がいま目指している日本の国は「戦争と差別の国」であると私は形容しています。いままでが戦争も差別もない素晴らしい国だったかというと、これはもちろん違います。朝鮮戦争やベトナム戦争には協力していたわけですし、理不尽な差別も偏見もいっぱいありました。しかし、いつまでもそれじやいかん、なんとかしようという程度の共通認識は多くの人にはあったと、私は信じたいんですけども、それがこの10年ほどの間に一気に崩れてきた。それをはっきり証明してくれているのが、たとえば例の新しい歴史教科書をつくる会の初代会長で、いま名誉会長の西尾幹二さんの書物に出てきます。この方は、昨年、青春出版社から『日本人は何に躊躇っていたのか』という本を出されました。このなかで

こんなことを書いています。「日本ではなんでもかんでも平等だ平等だと言いつづけているんです。引用します。「アメリカという国をみますと不平等です。不平等が前提です。特に誰もそのことを取り上げたり、問題視したりしません」。われわれは問題視しているんですけど、この人はそうみえるようです。「経済的な危機や何かが起こると必ず損をする階層、階級がアメリカにはあるのです。それが黒人です。それは社会の中でスponジのような役割を果たしています。彼らは何か国家的事故が起こると必ず損をするような仕組みになっています。そこにおいてある種の圧力が吸収されるのです。不公平な話かも知れませんが、社会のしくみ全体としてはアメリカの強さなのです」。だから日本もそうしようぜ、という意思が彼にはあるわけです。このいまの雇用を取り巻く情勢もまた、つまり非正規に追いやられ、あるいはニート、フリーターに追いやられた人たちというのは、ここでいう黒人の位置づけに想定されている、といってよろしいかなと思います。

問題はここまで見下されていながら、そこまで小ばかにされながら、なかなか一般の勤労者、大衆がその辺のことに気づいていないのではないか、と思われる点です。先の衆議院選挙の結果などは、マスコミの問題もたくさんありますけれども、はっきりいって、ここまであからさまなやり方でやられていることがわかんない方が、そもそも有権者としての資格に欠けてるのではないか、と思うくらい愚かしい選択を日本の有権者はしたんじゃないかなと思います。それは戦後高度成長のなかですすめられた、国づくりの弊害でもあったんじゃないかなと思うんです。

戦後の高度成長というのは労資協調で日本型の終身雇用、年功序列できたわけですけれども、企業に福祉の大部分を肩代わりさせることにもともなって、源泉徴収と年末調整からなるサラリーマン税制のウエイトが非常に高かったわけ

## 特 集・労働運動総合研究所設立 15 周年記念シンポジウム

です。私自身は、サラリーマンとフリーライターを一往復半した経験があって、その都度税金に対する意識というのがまったく違う経験をもちました。このサラリーマン税制が、つまり自分で税金の計算をしないで全部会社任せにしてしまえばいいという仕組みの結果、納税者意識がまったく涵養されずに、つまりはつきりといって究極の愚民税制で私たちは過ごしてきたんではないかと思うわけです。これをなんとかあらためる必要があるのではないか、とも思います。

### 労働組合への提言

最後に組合への提言をいたしたいと思います。よくいわれることですけれども、正規雇用だけでなく、非正規雇用の人たちをも包含した運動が必要であろうということです。ということは、ただ単にいままでの労働組合の枠組みだけではなく、市民運動であるとかあるいはとくに組織化されてない一人ひとりの個人とのゆるやかな連帯などもつうじた形で運動を展開していく必要がある。それは雇用だけに特化されたものではなくて、昔の労働組合がまたそうだったと思いますが、ひろく政治だとか社会問題全体にウイングを伸ばす必要がある。雇用は雇用だけでは終わらない。いまのような差別的な雇用のあり方を許してしまえば、社会全体が差別的になり、さらには戦争も不可避になってしまうという前提で運動をする必要があるんでないか。とくにいましたら、戦争もテロもそうですけれども、先日来つづいています小学校の女の子などを狙ったああいった犯罪に対して、安全・安心に対する要求が市民社会から非常に根強いわけです。ところが、その解決策として出てくるものをみていくと、「警察力を強化しろ」とか

「通学路に監視カメラ入れろ」とか、ますます治安国家の方向にすすみがちなものです。私は、逆にそうではなくて、要するにあんまり人間を小ばかりにした雇用制度をつくるんじゃないよ、末端の労働者といえども普通以上に幸せな生活ができるような社会を構想してこそはじめて世の中は安全になるんじゃないかという根源的な方向にもってく努力が、やはり労働組合には求められているんだろうと思います。

先ほど労働者の主体が形成されにくかったサラリーマン税制をふくむ戦後日本民主主義というようなことをいいましたけれども、ですから当然、そのままであればいいというもんではない。やはりなんらかの改革は必要です。ただその改革のあり方が、いまは社会的弱者をとことん叩きのめすことによって弱者とはいえない層に対して一種の娯楽を提供してしまっているということです。差別が娯楽になってしまっている。それと社会全体の人員費コストを下げるという方向にばかりなっている。そうではなくて改革は必要だけれども、一人ひとりの人権だけは最後まで守られなければいけない。とくに機会均等という理念は守られなければいけない。そういうことが大前提として、そうではない部分で構造改革をすすめる。そういう姿勢を労働組合にはもっていただきたいと思います。もう少しあるんですけども、時間がきましたのでの方からは以上です。ありがとうございました。

大木 ありがとうございました。どうも時間との競争ということにもなりそうです。ではつぎに熊谷さんにお願いします。

## 反動攻勢への確かな対抗軸と全労連の運動

熊谷 金道

全労連の熊谷です。きょうのシンポジウムのテーマが「労働政策の新自由主義的展開へのわれわれの対抗軸を考える」ということですから、それにそってレジメを用意したつもりです。そこで、今日的な新自由主義が横行しているのはなぜなのかという意味をあきらかにし、それと連動して推進された労働戦線の再編、私たちはそれを労働戦線の右翼的再編といってきましたが、その労働戦線再編問題の意味についても今日の時点で再検討し、今日のシンポジウムのテーマである「対抗軸」とは何かということを考えみたいと思います。

私はその作業をするためには、80年代に展開された政治経済政策をもう一度振り返り、労働戦線の再編問題についても再検討する必要があるだろうと思います。二つめにはそれらと関連して、この間連続的に強行されてきた労働法制・労働行政改悪をめぐる大転換の節目がどういう形で出てきたのかとの意味をハッキリさせる必要があると思います。そして、三つめには全労連はそういう流れに対してどう対抗してきたのかということを確認しておきたいと考え、大きく三つの柱でレジメをたててみました。

### 労働戦線再編をどうみるか

私は、今日の新自由主義的な流れが日本で本格的に台頭してくる大きなきっかけとなったものは、80年代の中曾根臨調ではないかと思っています。その背景として、レジメにも書きましたけれども、70年代には73年と76年と2度にわたって「オイルショック」が発生したこと、もつといえば71年の「ニクソンショック」、つまりドルと金の兌換の停止と変動相場制への移行などによって、従来すすめられてきた日本の高度経済成長政策の破綻があきらかになり、日本経済の行き詰まり、あるいは「狂乱物価」やロッキー

ド事件などにみられる財界・大企業の利潤第一主義や金権政治に対する国民のきびしい批判が自民党政治にむけられ、自民党政権は76年と79年との2度にわたって総選挙で過半数割れをするという事態に見舞われました。

そういう自民党の劣勢を挽回するために、支配層は「戦後第二の反動攻勢」といわれる反共攻撃を70年代後半から80年代初頭に強めました。そうした流れのなかで、社会党は公明党と「社公合意」を80年にむすびます。この「社公合意」は安保条約と自衛隊を容認し、反共主義を政治原則として社公連合政権をめざそうというですが、社会党はこの「合意」によって国政の基本政策では自民党と同じ立場に立ち「右転落」をしました。80年の衆参同時選挙では、選挙の直前に大平首相が亡くなったということも影響して自民党が大勝したわけですが、これをきっかけにして登場した鈴木内閣、それを引き継いだ中曾根内閣が「日本列島不沈空母」論をとなえながら、政治的には日米軍事同盟をいっそう強める政策をとってきました。こうした流れのなかで、81年に「第2次臨時行政改革調査会」が設置され、臨調「行革」路線が前面に打ち出され、特殊法人の統廃合や三公社五現業、国鉄、電電の民営化など臨調関連法案が強行成立されます。ここから軍拡路線と「増税なき財政再建」路線が本格化し、「自立・自助」だと「官から民へ」などといったイデオロギー攻撃をともないながら、社会保障の改悪、官民分断・民営化攻撃が強化されます。

このような国政レベルにおける日米軍事同盟強化と反共主義、共産党排除路線が強化されるなかで、労働戦線の再編がそれと一体のものとしてすすめられてきたと、私は思っています。このことは、戦後の日本の労働運動史を振り返ってみても、日本の経済的政治的な大きな転換点

## 特 集・労働運動総合研究所設立15周年記念シンポジウム

には、労働戦線の再編がいろいろな形ですすめられてきていることに照らしてみてもあきらかです。80年2月の総評臨時大会も共産党排除の社公連合政権構想というものを持ち出して、60年代からずっとつづいてきた社会党・共産党を中心とした、統一戦線的な政治路線を反共主義の政治路線へと大きく舵を切り、「右転落」して先祖がえりをします。総評は60年代以降の労働者や国民諸階層の運動の高揚を反映して統一戦線的な政治路線をとることはありましたが、「社会党支持の義務づけ」を機関決定で労働者におしつけるという弱点を克服することができず、政治路線の根底にあった反共主義によって、ほんとうの意味での統一戦線を志向することはできませんでした。

また他方で、JCを中心とした民間の基幹産業の労働組合が政策推進労組会議をつくり、「行政改革」の推進を政府に提言をするのです。こうした流れのなかで臨調がつくられ、民間先行という形で労働戦線の再編が表面化をするのです。この労働戦線の再編の大きなキーワードになったのが「西側の一員論の立場に立つ」という、日米軍事同盟を容認する立場であり、経済的な意味では労資協調路線が大きな柱になりました。

そして、こうした労働戦線の右翼的再編とむすびついて推進された臨調「行革」路線によって、たとえば、国鉄分割・民営化の強行を契機とした徹底した国労つぶし、あるいは全動労に対する組織的な攻撃によって1,047名の仲間たちが解雇され、いまもたたかっているのです。これは後になって、中曾根さん自身が回顧録のなかで、国鉄の分割・民営化は、当時の社会党総評ブロックの中心的な役割を果たしていた国労つぶしにねらいがあったと書いていることからもあきらかです。事実、その後「スト権スト」に対して202億の損害賠償請求という形で国労に対して徹底的に揺さぶりをかけてきた。そういう流れのなかで、一言でいうと総評社会党ブロックが解体する。そして89年には、「西側の一員と

いう立場」、「労資一体化」、さらには「国際自由労連への加盟」という特定の路線を承認するかどうかを踏み絵にした「選別排除」の方針によって連合がつくられました。これを契機にして、労資協調あるいはその後の新自由主義的な展開というものが本格化をしてきたのではないだろうかと思っています。私たちは、そうした路線にくみせず、労働者・国民の利益を守る立場から全労連を結成したわけですが、全労連の結成は労働運動史を考える上でも、今日のシンポジウムのテーマである新自由主義への「対抗軸」としても、戦後史の重要なターニングポイントの一つになったであろうと、私は考えています。

### 労働法制連續改悪とのたたかい

労働法制の新自由主義的展開についてみると、85年に労働者派遣法が成立をしたわけですが、大変な議論がありました。当時、労働戦線の右翼的再編に反対をして運動を強化していた統一労組懇が、この労働者派遣法を徹底的に批判したわけですね。間接雇用を認めるなど。労働基準法は、戦前の間接雇用、いわゆる「口入屋」などによる「人ころがし」の人権侵害と中間搾取のにがい歴史的教訓の上に立って一貫して禁止をしてきました。使用者による直接雇用が原則です。この直接雇用から間接雇用容認へという雇用政策の新自由主義的転換に対して統一労組懇はきびしい批判をしたわけですけれども、総評をふくめて労働組合の労務供給事業の容認ということのかかわりでこれを容認する流れがつくられてくる。これが戦後の労働政策の大きな一つの転機になったと、私は思っています。

その後、87年には週40時間制を法的に労基法で明確にする代わりに、変形労働、あるいは裁量労働の導入という形で労働基準法の括弧付きの改訂・改正がおこなわれた。こうして、時間制度、雇用政策についての新自由主義的な大きな転換がこの85年、87年におこなわれました。

---

## 労働総研クオータリーNo.61(2006年冬季号)

その後も変化をしながら90年代をむかえますが、大企業の職場すでに実態化されている新自由主義的な労働政策を集大成する形で95年に日経連が「新時代の『日本の経営』」を発表する。そして、毎年のように労働法制、あるいはリストラ推進のための会社法制の見直し、改悪が連続して強行されます。

それらをテコに大がかりな首切り・人減らし・リストラ「合理化」、そして雇用の新しい流動化が大規模に強行される。特に労働行政でみると、1999年の「第9次雇用対策基本計画」の閣議決定を受けて、2000年に職業安定審議会が「経済・産業構造の転換に対応した雇用政策の推進について」という建議で、雇用の流動化と雇用保険三事業の見直し政策を打ち出し、労働力の流動化政策を制度的にも積極的に推進をするという流れがつくられてくる。2001年に「雇用対策基本法」が見直されて、それまで労働政策、雇用政策のなかに「完全雇用」ということを大きな旗印にしてきた基本理念、要するに職業生活の全期間をつうじてその職業の安定、雇用の維持をはかるという政策から、雇用の流動化を積極的に推進するということを法的にも労働行政の中心にすえるという、新自由主義的方向への大転換を明確にする。

そして2001年、小泉内閣のもとで財界主導の経済財政諮問会議が「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」、いわゆる「骨太方針」で、徹底的に雇用流動化をすすめることを土台として、5年間で530万人の新規雇用、つまり不安的雇用をつくりだすという方針を打ち出します。2002年には厚生労働省の雇用政策研究会が「雇用政策の課題と当面の展開」という報告書を出し、「多様選択可能型社会」という形で「労働者の多様な選択」にこたえられるような社会をつくるべきやいけないといって、本格的に労働力流動化、非正規労働者の拡大を促進する方向を打ち出してくる。最近、連合総研のレポートの9月号で、派遣法を審議した当

時の労働省の雇用審議会の座長だった高梨昌さんという信州大学の名誉教授が、いまの労働政策の新自由主義的な見地を真正面から批判をしているんです。世の中変わってきたのかなって気がしましたけれども、そういう労働政策の新自由主義の流れがずっとつくれられてきて、事实上労働者派遣の自由化あるいは製造業に対する解禁もおこなわれましたし、さらなる労働法制の改悪がすすめられている。私たちは労働法制の改悪などには一貫して反対をし、労働者の利益を守る立場から運動をすすめてきました。

### 21世紀初頭の目標と展望を掲げて

そういう流れに抗して全労連はどう対応してきたのかということをつぎにお話したいと思います。全労連の前身ではないんですけど、全労連をつくる流れのなかで非常に大きな役割を果たしてきた統一労組懇、あるいは中立の労働組合を含めて、私たちは80年代の軍拠路線・臨調路線そのものに真正面から反対をしてたたかってきましたし、いまもずっと一貫してこのたたかいをつづけてきました。たとえば「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」求める国民大運動実行委員会に結集して、軍拠路線・臨調路線と対抗して、軍拠や国民生活破壊ではなくて、くらしと福祉を守る政治への転換ということを大きな旗印にして、80年以降さまざまな国民的規模の運動を展開しながら、労働戦線の右翼的再編の流れにくみしない組合との共同を強化してきました。労資一体化、「西側の一員論の立場」から日米軍事同盟を容認し、日本の軍国主義的な復活を許すような流れにくみすることはできない。また経済闘争の分野でも、春闘で賃金自肃路線に傾いていく流れが強まってくる。そういう労働者の要求に背を向けた労働戦線の再編は結局資本の側、権力の側を喜ばせるだけで、それは支配層の補完勢力になってしまうということをあきらかにしながら、労働戦線の右翼的再編にくみしない労働組合で、私

## 特 集・労働運動総合研究所設立15周年記念シンポジウム

---

たちは1989年の11月21日に全労連を結成したのです。

その直前の、89年11月9日にベルリンの壁が崩壊しましたから、当時はマスコミあげて社会主義の崩壊だけじゃなくて「資本主義万歳」論、「階級闘争時代遅れ」論が大々的に報道され、全労連を結成するなんて時代遅れだ。週刊誌には3年ももたないんじゃないかということまで書かれて、ケチョンケチョンに批判されました。ある労働法の大御所の先生からは「お前さん方は勝手に蚊帳の外に出たんだから、蚊にさされたから痛いとかかゆいとかいうな」ということまでいわれました。

しかし、私たちはそういう情勢のなかでも、労働者の要求、国民的な要求、民主主義や平和を守ってたかおうということを何よりも大切にして、戦後労働運動が築き上げてきた積極的戦闘的な伝統を守り発展させていくと、行動綱領に「希望に輝く未来のために」というタイトルをつけて、運動の「基本的な目標」11項目を掲げて、全労連を結成しました。それは、①大幅賃上げ、全国一律最賃制の確立、労働時間短縮、「合理化」反対、雇用保障、働く女性の地位向上、ILO条約など国際労働基準への到達など労働者の切実な要求の実現、②軍拡・臨調行革路線に反対し、社会保障制度の拡充、消費税廃止、コメ農畜産物の輸入自由化反対、農林漁業・石炭産業など第一次産業の再建、生活関連社会資本の拡充などを中心とした国民的諸要求の実現、③職場での民主主義の保障、不当労働行為の根絶、労働者と労働組合の団結権・団体交渉権・団体行動権の完全確保、④身分・人種・国籍などによるあらゆる差別の撤廃、男女平等など基本的人権の保障、⑤結社の自由・言論・出版など表現の自由をまもり、民主教育の確立、豊かな文化・スポーツの創造、⑥独占大企業に対する民主的規制、中小企業の振興、互恵・平等の通商、経済民主主義の確立と、国民本位の税制、民主・効率・公正な行財政、地方自治の

確立、⑦未組織労働者の組織化、労働戦線の統一、⑧憲法の民主的条項の擁護と企業・団体献金の禁止など政治資金規正法の改正、18歳選挙権付与など民主的な選挙制度の確立、⑨日米安保条約廃棄、米軍基地の撤去、非核三原則の法制化、被爆者援護法の制定、⑩国民本位の政治・経済、非核・非同盟・中立・民主の日本を実現する統一戦線の樹立、⑪核戦争阻止、核兵器の廃絶、すべての軍事同盟の解消、世界の恒久平和の実現と民族主権を尊重した「新国際経済秩序」の確立、地球環境の保全などです。

全労連は、これら11の運動の「基本的な目標」を大きな運動の旗印にしながら、この間、いろんな形で運動を展開して、今日にいたっています。97年に橋本内閣が登場して、行政改革、財政構造改革、社会保障構造改革、経済構造改革、金融システム改革、教育改革という「6大改革」を打ち出します。これは、小泉首相の「構造改革」の前段といえるもので、国の仕組みを全面的に「改革」しようとするものです。そういう全面的な国家改造の流れが強まってくるなかで、全労連は1999年の7月、相手の攻撃に対抗する長中期的な闘争目標をもって運動をすすめることができではないかということで、結成10年の18回大会で21世紀初頭にわれわれが何を目指すのか、何を実現しようとするのか、労働運動自身の具体的な目標と展望をきちんと議論をして練りあげて、労働組合流の「日本改革論」を「21世紀初頭の目標と展望」として提案して、2001年の7月にこれを決定しました。その中身を簡単にいうと、第一は、「大企業の民主的規制、人間らしく働くルールの確立」です。そこでは労働者の権利と同時に国際労働基準あるいは大企業に対する規制の問題などをふくめた「ルールある社会」の実現を提起しています。二つめには、「国民生活の最低保障（ナショナル・ミニマム）の確立」です。そこでは、社会保障敵視の新自由主義に対抗して、日本国憲法がすべての国民に保障している健康で文化的な国民生活の

最低保障、ナショナル・ミニマムの確立という問題を提起しています。三つめには、「憲法と基本的人権の擁護、国民本位の政治への転換」です。私たちは21世紀初頭に実現すべき運動の「目標と展望」を確認し、その後は毎年の大会方針などで、全労連の大会は2年に1回ですから、この2年間の間にどこまで到達させるのかを、「目標と展望」にもとづいて具体的にあきらかにしながら、実践的にもその実現をめざして具体的に追求をしてきています。

それから、1995年には、「目標と展望」の運動と平行して、80年代の臨調行革以降、ずっと社会保障が連續的に改悪をされてくる、国民生活の破壊が強められてくるなかで、私たちはナショナル・ミニマムの問題を、業者団体である全商連、生活と健康を守る会、社保協、農民連、そして労働総研の皆さんとともに、ナショナル・ミニマムを国民的なものとして確立していく運動をする必要があるのではないかということで、議論をしてきました。政府はナショナル・ミニマムはもう到達されているといっていますが、新自由主義的政策の強行のもとで国民生活破壊への「対抗軸」としてのナショナル・ミニマムの確立を重視する必要があるという議論のもと

## 憲法こそ基本的な対抗軸

弁護士になって46年になります。年齢にして73歳になりました。

“民衆の弁護士”の団体である自由法曹団に入り、活動してきた私の弁護士活動のなかでいろんな弾圧事件や謀略事件、治安立法、戦争立法反対闘争もやってきましたけれども、主な活動分野はなんといっても労働者の権利を守るたたかいでした。1985年に労働者派遣法が国会にかかった時に、参議院で反対の立場から、はじめて参考人として陳述をしました。その時に、「これはものすごくいいものだ。いまの非常に野放しになっている雇用形態を派遣法という形で整理し、労働者を

に、曲折はありましたが、2001年の6月に一定の素案をとりまとめ、国民の側からのナショナル・ミニマム確立の運動をすすめているところです。

そして、あらためてこれらの運動の到達点にたって、国際的にも大きな流れになってきている「企業の社会的責任」を追及する運動を大きな柱にすえながら、私たちはたたかいをすすめているところです。

時間がなくなりました。自民党の新憲法草案にみられるような改憲を頂点とした反動的な国家改造が「小さな政府論」を軸にしてすすめられようとしています。これに対して、私たちは「もう一つの日本は可能だ」ということで、安心・安全・平等で平和な日本を建設しようと、競争と格差社会を変え、働くものが元気の出る社会をめざし、06春闘にむけてがんばろうと、いま議論しているところです。ちょうど時間になりましたので、発言を終わらせていただきます。

大木：80年代からの大きな視点にたつ全労連運動の総括を時間を守って報告いただき、ありがとうございました。それでは最後になりましたが坂本先生よろしくお願ひします。

坂本 修

幸せにするんだ」という立場でとうとう参考人意見陳述を述べた方が、先ほど熊谷さんがいわれました信州大学の高梨先生です。私はその後、8時間労働制に「風穴」をあける裁量労働、変形労働導入に反対する立場で国会の参考人として陳述しました。その時、労働時間の彈力化を答申した審議会委員の労働法学者が、「自分たちは一生懸命、労働者の労働時間を働きやすくするために審議会で議論をして方針を出したのに、ただ働きで長時間過密労働を促進するものだと、外から批判する人たちがいる。心外である」と書かれているのを見ました。私にはそういう意見はほんとうに

## 特 集・労働運動総合研究所設立15周年記念シンポジウム

心外でした。職場の現実、財界・大企業の企みを知らない—あるいは目をつぶった—発言だったからです。

### 違憲状態を直視し、あきらめずに怒る

限られた時間ですから結論しかいえませんけれども、1985年以降はじまつた労働法制の一連の改正、これと表裏一体となっていた企業法制の改悪は資料のとおりです。“法の爆発”といわれたこれらの立法は、根本的に日本の憲法とこれにもとづく労基法、職安法などが明記する「労働のルール」を破壊する途方もない悪事でした。

その結果、私たちの目の前に広範な違憲状態がひろがっていると思います。日本の憲法が、斎藤さんも触れましたが、非戦平和の素晴らしい前文と9条をもっているのは皆さんご承知のとおりですが、同時に近代立憲主義の憲法であるとともに、これをさらにすすめた現代立憲主義の憲法です。憲法は、すべての人間は幸福になる権利があり、個人として尊重され、国はこれを国政の上で最大限擁護しなければならない、近代憲法の保障する自由権を明記したというだけではありません。そのことを実際に保障するために、①25条ですべての国民に人間らしく生きる権利を保障している。しかも、②人間らしく生きる権利を保障するだけでは決して十分ではないということで、人間らしく働くための権利を27条1項で保障、③それだけではなお十分ではないということで、2項で、人間らしく働くための労働条件は国の法律で定めることになっています。雇用形態が違おうが、男と女と性が違おうが、労働組合があろうがなかろうが、力が強かろうが弱かろうが、人が人として生き、働くためには、その最低の条件はこれを下回ってはいけないということを国の法律で保障することを明記したのです。しかもさらに、それだけではまだ足りないということで、④28条で団結権、団体交渉権、争議権を保障した。ここまで書き込んだ憲法は、私の知っている限

りでは、世界の資本主義国ではまれで、おそらくトップランクです。比較的これに近いのはイタリア憲法です。資本主義そのものもつ、あくなき収奪に対して、とりわけ「労働政策の新自由主義的展開」に対するもっとも基本的な「対抗軸」として、私たちは実は世界にもっとも先進的な憲法、つまり立憲主義の憲法をもっているのです。

しかし現実に私たちの眼の前にあるのは、広範な違憲状態です。その根は深い。すでに憲法制定直後のマッカーサー書簡に基づく政令201号で、公務員は争議権を剥奪され、団結権をも傷つけられて、それは、いまだ回復されていないのです。1950年にはレッドページが強行され、1960年代以降、職場の自由と民主主義の否定が横行しました。そしてさらに先ほど熊谷さんが話された国鉄労働組合に対する「国家的不当行為」が強行され、しかも憲法と人権の「番人」であるはずの—そうでなければならぬ—裁判所は救済を拒否したのです。こうした違憲状況は、広く深く多くの労働者的人間らしく生きる、そして人間らしく働く権利の否定となっています。1万人を超える過労死、広範にひろがるメンタルヘルス障害、その他その他、例をあげるのは皆さんの方がよくご存知のはずですから省略しますけれども、どこに憲法があるのかというぐらいにひどい状況が私たちの眼の前にある。しかもそれは、日本経済が高度成長していくなかでだんだんひろがり、バブル崩壊のなかで大企業の内部留保は増えるが国民の働く権利の方は無残に踏みにじられるという状態が加速度的に拡大して今日に至っている、というのが、私は現状だろうと思います。

「対抗軸」をどこに見るかを考えるときに私はまず、広範な違憲状態であるということをあらためてつかみなおし、あきらめないで怒ることが必要だ考えています。学生時代に読んだ本ですので、引用が正確ではありませんが、確か中国の優れた作家だった魯迅が「奴隸は自ら奴隸

## 労働総研クオータリーNo.61(2006年冬季号)

であることを知らない時に、もっとも奴隸的である」ということを書いていたように記憶します。力関係で抑えられている、ほんとにひどいことだけもなかなか突破できないことは多い。しかし「これが日本というのだ」とかあるいは「グローバリゼーションのもとでは“市場原理万能”というのは仕方がない」、だから『構造改革』もやむをえない。『規制緩和』もやむをえない」「これが世界のルールであり、世の中っていうのはこういうものだ」と思った瞬間から、私たちは本当に奴隸になってしまうのではないでしょうか。そのとき新しい近代的な意味での奴隸の身に落とされていくんだというふうに、思うわけです。

この点については時間がないから一つだけ、派遣労働を例にして話させてください。これまでは日本の雇用の原則は、経営者は労働者を雇う以上、直用でなければならないということでした。この原則に反して、自分が雇った労働者を他の企業に売って、そして錢を儲けるということは、最も汚い搾取、最も乱暴な搾取だから犯罪とする。これが雇用の原則であり、憲法にもとづいてつくられた労働のルールでした。だからこの原則に違反したら、6ヵ月の懲役を科すということになっていたのです。派遣労働は犯罪だったのです。派遣法をつくったというのは部分改訂の問題ではなくて、いままで犯して刑務所にいかなければならぬということを、大企業をはじめ、誰でもがやれる商売に転化させたのです。

世界にも派遣労働があるじゃないかという人がいます。フランスをみてもドイツをみても確かに派遣労働は認めました。認めたけども、それは1年とか短期のあきらかに臨時な仕事に使えるだけです。その臨時の仕事が終わっても、その人を雇用して働くかせていれば、経営者がイエスといおうとノーといおうと、その人は直用の「期限の定めのない労働者」というふうに取り扱われます。派遣労働者の賃金は時間賃金に

おいて正規常用者より下回ってはならないと法律で決められてもいます。団結権が保障され、何よりも産業別労働組合の労働協約の80%ぐらいの適用が派遣労働者の全部におよんでいます。日本の派遣労働者のあり方とは天と地ほどの違いがあるのです。部分的な弊害がないわけではありませんが、日本的な弊害はありません。私たちはいま起きていることがひどいということをつかみなおすと同時に、日本における労働の現状とは世界からみたら完全にアウトローの状態だということをはっきりつかむ、そして憲法に反するこの違憲状態を是正することを重要な「対抗軸」のひとつとすべきだと思うわけです。

### 憲法と労働のルールをつかみ直す

新自由主義下の21世紀の「新たな奴隸」にならないために、“広範な違憲状態”として現状をつかむことが大事ではないかということと裏腹のもう一つの問題意識が私にはあります。それは「ルールなき資本主義」という言葉の独り歩きを許してはならないということです。日本の資本主義は「ルールなき資本主義」とよくいわれます。この表現は、私も使うし、全労連も使っています。それはそのとおりで、この国の病根を鋭く告発する規定です。しかし、その大前提に、日本には憲法や労働組合法や労基法によって、働くルールがあったし、いまもあるということをしっかりとつかむ。そしてそのルールに對してルール破りの資本主義がおきているのだということを重視する必要があると私はかねがね思っているのです。そして、1985年以降、とくに1990年代半ば以降は、ルール破りを、たとえば不払い残業のように実力で破るというだけではなく、法律をつくって合法にする、むしろルールを破ることが正当であるというふうな法律にかえるという、いわば立法による、憲法をはじめとして労基法や判例などで形成されていった労働のルールの「合法」的ルール破りが横行している。そのことが、“濁流”となって5200万

## 特 集・労働運動総合研究所設立 15 周年記念シンポジウム

労働者とその家族を苦しめ、この国の社会そのものを歪めるにいたっていることを直視すべきです。こうした事態に対する「対抗軸」こそがいま求められているのだと強く思うわけです。

### ルール破壊法制の企てを許さない

では、今日の「対抗軸」はどこにもとめられるのか。「思いあまって力足らず」の歎きが私にはあります。それが自分でわかるくらいなら、私はシコシコ弁護士などやっていません。私は、「対抗軸」がわからないから、少なくとも発生する被害者に対して、その人の人権を守るために、守りうる範囲が非常に限られていると知りつつも、46年間裁判闘争をたたかってきた。だから、今日のシンポジウムにくる資格はありませんないです。今日出てくる前に、朝早く起きて、『広辞苑』をひいてみました。「対抗軸」は『広辞苑』には載っていませんでした。「対抗」というのは書いてありました。「対抗：相対して張り合うことをいう。使い方：競馬における本命と対抗馬。対抗文化。支配的な文化に対して、これに対抗するもう一つのカルチャーをいう」それ以上書いていませんから、「軸」というのを調べました。「軸：車輪と車輪の間をつなぐ心棒の心木。ただし、運動、活動の中心のことという」なんとなくイメージが出てきましたね。つまり「対抗軸」とは、相対するものの間で対抗してせめぎ合っていく上での運動と活動の中心は何か。こういうふうに読み取りました。その意味での「対抗軸」をどこに見出すのかということなんですね。

力不足を承知の上で「対抗軸」を考えてみました。いろんな考え方があるでしょう。たとえばイデオロギー闘争における新自由主義に対して、私たちがどういう対抗イデオロギーをもつてたたかうか。労働力の流動化政策に対して労働運動としてどういう「対抗軸」をもつてたたかうのか。いろいろあると思います。それから長期にわたっての「対抗軸」。もっとも長期でス

ケールの大きなことをいえば、地球の管理能力を失い戦争を繰り返しているというこの資本主義をあらためて、人間が人間らしく本当に平和で平等に生きられる社会をめざすという意味での「対抗軸」というのもあるだろう。あまりにも大きい「対抗軸」だからいま考えないというわけにいかないだろう。それはいろんな困難のなかで絶えず私たちが語り合っていくべきことだろうと思います。そのことを前提としますが、私は憲法が保障し、様々な法律が今も明記し、そして私たちがたたかってつちかってきた労働のルールを縦横に「対抗軸」としてつかみ直して活用することが大事だと思っています。

### 「労働契約法制」の企みを許さない

最後に今も厳然として存在するルールをさらに立法によって破壊しようとする企みとのたたかいを強調したいと思います。

財界、政府、これと同調する一部の学者たちは、労働基準法で刑罰付きで一人ひとりの労働者を守る時代は終わったといっている。政府の研究会の中心を占めている学者の説を伝えますと、日本の労働者は戦後と違って法律をもって守ってあげなければならないほど弱い存在ではもうなくなった。強くなつたんだ。したがって労基法などでの保護なんかいらない。公平で透明な労働市場のルールをつくるために労働法はあるべきだ。そしてそのためには労基法はもうどうでもいい。したがって労働契約をスムーズにすすめればいいんだ。いろんなことといっています。部分的な改良もあります。だけど中心にあるのは、先ほどいました、搾取強化のため労働者を無権利にするための法制を、いわば最後のとどめみたいな形で完成することだというふうに思います。

限られた時間ですので順不同の箇条書き的に話します。第1に首切りについて解雇が無効だということを裁判所で争って、裁判官が解雇は無効だと思っても、なんぼ金を払うと会社がいつ

---

労働総研クオータリーNo.61(2006年冬季号)

たら、解雇無効の判決をするのではなくて、金銭を支払うことでおしまいだという判決をしないといふ仕組みをつくるというのです。悪いことが金で買えるのです。人権を奪われ、職場の仲間の権利を守るために懸命にたたかって、解雇無効を勝ち取り職場に戻ろうとする労働者の要求は、法的に封殺をされる。それはその労働者的人権が奪われるだけではありません。不法に首を切ると、たたかう労働者は世の中に必ずいますから、裁判闘争がおきる。このたたかいを支援する運動がおきる。そのことによって資本の無法は裁かれることになります。日本の労働運動は争議がなかなかできないという力関係のなかでも、さまざまな裁判闘争を「対抗軸」として、自分を守り仲間を守る運動をすすめてきた。こうした権利闘争、広い意味での争議を「カネで首切り」の仕組みをつくって、つぶそうというわけです。

第2が、目の前の問題として、「労働政策の新自由主義的展開」の重要な柱の一つとしての、立法・悪法による「労働のルール」破壊が、さらに加速・拡大しようとしていることを話したいと思います。いわゆる「労働契約法制」の制定と労基法の「8時間労働制」のホワイトカラーの多くの適用除外（ホワイトカラー・エグゼンプション）がそれです。

財界は400万円以上ぐらいを目処にしているようですが、こうしたホワイトカラー労働者については労働時間のカウントをしない。労働時間と関係のない労働者にする。何十時間働くとも残業代はつきません。これは残業代がつかないといふ仕組みで、残業ただ働きをさせるための改悪だといっています。それは間違っています。労働者の運動で未払いの残業代を何百億と払わせていますが、そんなことのないようにするというのがこの仕組みの大きな狙いであるのは確かです。でも、物事のもっと根本にあるのは、そんなことが野放しになつたら人が死ぬ、家庭が崩壊する、社会がガタガタになるといふ

ことです。金の問題ではすまない問題です。マルクスが『資本論』の「労働日」のなかで1日8時間の労働をかかげて労働者がたたかうことになったことに、いままでの天が与えた人権という美しいスローガンに替わって、自分は一体何時間労働力を売るんだ、何時間は自分の自由だ、そのことを公然と国家と社会に要求する時代がきたと、感動をこめて書いています。労働者がたたかいつづけてきた労働のルールの最も基本的な柱である労働時間を法律で定め、規制するというルール、これを壊すということです。

第3が、試し雇用というのを入れるそうです。試しに労働者を雇うということは、お前が使えるかどうか資本がチェックするために試す期間を入れるということです。期間の制限はありません。2年、3年それ以上も可能です。試された労働者はどうなるのか。正規採用してもらうためにしゃかりきになって無権利で働くでしょう。私たちには経験がある。アルバイトスチュワーデスがそういう本質をもつものだったですね。彼女たちは生理休暇もとれない。風邪引いても休めなかった。賃金はめちゃ安かった。これに類する試し雇用をなんの限定もなく全労働者に適用するというのです。派遣労働や脱法的な請負労働の導入と結び付けての「試し雇用」制度は、安定雇用のさらなる破壊です。

第4の、おそらく最も重大なルール破壊は、「労使委員会」制度の導入です。実際には、企業の思うとおりに、労働者側委員を選んで配置できる労使同数の「労使委員会」をつくる。この委員会で「5分の4」以上の多数決で可決すれば、法の解釈上当然であり、判例でも確定した「労働条件の不利益変更」の禁止を崩せる。裁判になつても、労使委員会の決議があれば、就業規則の不利益変更は「合理性がある」ものと推認され、合法となるというのですから。「労使委員会」の決議による「合理性」の推認は、配転、出向から裁量労働の認められる範囲の認定、さらには「カネで首切り」ができる事件の範囲に

## 特集・労働運動総合研究所設立15周年記念シンポジウム

適用できるなど多くに及びます。これでは、労働者の働くルールは守れない。それだけではなく、労働組合の団結権、争議権を背景にした職場交渉力を失うことになります。「労使自治」での「自己決定」による「透明」な交渉ということで、実は企業の思い通りの労働を押しつけるという「ルール」がたくさんされているのです。こうしたルール破壊に対して「対抗軸」をつくるのが目の前の新たな緊急の課題になっているのだと思います。

大木 ありがとうございました。シンポジストの方々には限られた時間のなかでいいたいことは山ほどあるのに、限られたことをお話をただいて恐縮でした。第1回のご発言について何かご意見、ご質問でも結構ですが、あります方は休憩時間の間に、発言内容を書いてお出しitただきたいと思います。時間の関係で、かなり選択させていただかなければいけないかもしれません。それは恐縮ですが私の方にお任せいただくよにお願いします。お話のなかにはいろんな問題提起がなされていたかと思いますけれども、できるだけともに考えようということですから、ご自分のご意見などもふくめてお出しitいただけると助かると思います。それではいまから10分間休憩に入ります。

### 全体討論

大木 質問、ご意見の数はそれほど多くありませんでしたので、少し安心しているんですけれども、一人でたくさん質問されている方なんかもいらっしゃるので、いまからお答えをいただきながらご意見もたまわりたいと思っていますが、積み残しがあるいはあるかもしれません。その点はひとつお許しください。

最初に、大原社研の五十嵐先生から、ご意見とあわせて質問も出されておりますので、できるだけ簡潔に、5分ぐらいでお願いします。

### 新自由主義的社会統合と憲法

五十嵐 法政大学の大原社研の五十嵐でございます。私は、どなたにということではないんですが、二点質問を出しました。一つは戦後の日本の社会を統合するということで、企業をつうじての社会的統合、つまり企業国家的統合とか、企業社会的統合ということがいわれますけれども、それが90年代中ごろから崩れてきつつある。その結果、日本の社会全体が大きな問題をかかえるようになってきている。統合状態というものが非常に低下している。さまざまな社会問題が発生する背後には、そういう問題があるというふうに考えるわけですけれども、企業をつうじた社会的統合を新自由主義的な「構造改革」によって崩して、なおかつ社会をいわば支配するといいますか、統治するということを考えるのであるならば、なんらかの形での統合ということがそのつぎに構想されているというふうに思われるわけですが、それは一体何なのかということなんです。アメリカ型の新自由主義的な社会統合っていうことがありえると思うんですが、でもそれも失敗しているということが多いえると思います。そういう点で、いま日本の支配層が何を考えているのかということをおうかがいしたいということが一点です。つけていいますと、「大企業栄えて民滅ぶ」ということがいわれますが、社会統合ということを問題にするのは、民が滅んでは大企業も企業経営も成り立たないわけです。だから、本来「大企業栄えて民滅ぶ」などということはありえないのあって、民の生活をそこそこ保障することが前提になるというふうに私は思うんですけれども、そのこともふくめてご意見をうかがいたいと思います。

二点目は憲法の問題です。坂本先生は「組織することと憲法を活かしきることを一体として」と書かれています。私もそう思います。つまり、憲法を変えさせないということでおいろいろ運動

---

## 労働総研クオータリーNo.61(2006年冬季号)

がいまやられていますけれども、同時にたとえば防衛庁を防衛省に昇格させるとか、反憲法的現実がどんどん進行しているわけです。いまの憲法を維持するだけではなくて、やはり改悪の進行をおさえて、少しでも良い国にしていくという、そういう憲法的規範の回復と憲法がかかえている理念の現実化ということをあわせてやらなければならぬのではないかというふうに思っています。これについてはいかがでしょうか。私は、最近「活憲」ということをいっておりまして、そういう本も書きました。変えるより活かすということです。そのことは結局、護憲運動の心棒を入れるという意味があるのでないかと私自身は思っているわけですけれども、ご意見をうかがえればと思います。

大木 ありがとうございました。これは皆さんにかかわる問題ですが、まず斎藤先生からいかがでしょうか。

### 「活憲」で攻勢に転じる

斎藤 役不足だと思いますが、いまのお話では、両方同じような思いがあるんですけれど、最初の方の、企業国家的社会統合が崩れつつある、じゃどうするかという話ですが、要はこういうことじゃないかと思うんです。今までの支配の仕方というのは、要するに支配するぞ、だけどその代わりとりあえず食わしてやるよというような支配の仕方だったのに対して、いまは好きにしていいよ、ただ邪魔すると捕まえるし殺すよというように、何の見返りもなく、ペナルティーというかラフでもって支配するという色彩が強まってきているんじゃないかなと思います。例の東京高裁の反戦ビラ事件の判決もそうですが、あれぐらいのことで犯罪者にされちゃうわけですね。他にもいっぱいありますけれど、落書きしたら懲役1年2ヵ月。これは建造物損壊罪です。なんでそうなったかというと、戦争反対って書いたからです。こういうのがい

くらでもあるわけです。ですから、企業の福祉というんでしょうか、福祉型の帝国主義ではなくて、むしろ軍政に近いんではないかなという感じが私なんかはしています。民がきちんとしてこそその企業というんですけれども、これだけグローバル化し、多国籍企業化がすんできますと、なにも日本国内の人間がみんな穏やかに暮らす必要はない、エリートだけが裕福であればいいのであって、あとはむしろ海外との競争なのでとことん貧しい方がありがたいというのが、支配層の考え方ではないかなと思います。

あと「活憲」の方なんですけれども、これはまったくそのとおりで、私も同感です。ただこの質問用紙には、「一言でいうと活憲による特上の国家づくりが必要なのではないでしょうか」と書いてあるんですが、あまり上等すぎる国家というのも考え方ではないかと思います。国家というのはたいした野心とかビジョンを描くことなく適当な国家というのが、私は一番いいではないかと思います。誤解をおそれずにいえば、日の丸とか君が代はめんどうくさいからそのまでいいと、正直思っているんです。そんなものがあるんだかないんだかも日頃はよくわかんない。オリンピックの時に曲が流されたり、旗が揚がったりする。そん時だけ、この歌や旗のために昔は戦争したんだとちょっとよく考える。ですから、国家というものが何か前面に出ている時代というのは非常によくない。国家なんてあるんだかないんだかわからんという状況が実は一番いい。だけどそれは、そういう国家というのは、本当はすごく極上であったりもするので、あとは言葉のロジックの問題ですけれど、そのような国づくりが理想的ではないかと私などは思います。そのためには、アメリカが帝国主義を世界中に浸透させていくのであれば、「活憲」というか憲法の9条のいいところをむしろひろげていくような、攻勢に転じるような動きができると最高じゃないでしょうか。

## 特 集・労働運動総合研究所設立 15 周年記念シンポジウム

五十嵐 「特上の国づくり」と書くつもりで「特上の国家づくり」と書いてしまいました。これはまずいなあと思っています。

大木 坂本先生の議論とも 2 番目の質問が重なっておりますが、いかがですか。

### 人間の尊厳を掲げ、平和を守る

坂本 先ほどの話で、私たちの側の「新たな対抗軸」が求められていることを、主に労働のルール破壊のための労働法制改悪との関係で話し、私たちの側の「対抗軸」は、では何なのかについては、20分という時間制限もあってあまり話しませんでした。今、いわれました憲法改悪を阻止することだけじゃなくて憲法を活かしきるという点はほんとうに大事だと思っています。改憲阻止と一体のものとして、憲法をつかみなおし、活かしきるという視点、それにもとづく、積極的な主張と政策をつくり、行動に転化することが求められていることを痛感しています。小泉内閣・自民党の勝利の一つの大きな原因は、この時代の閉塞状況といわれる問題に対する国民の怒り、不満、焦り、悩み、そういうものが反映しているんだと思います。だから改憲を阻止して悪さをさせないよというだけでは、相手の改憲策動を阻止して勝利する国民的な多数の形成は困難だと思っています。

憲法をほんとうに活かしきったら、われわれは何が実現できるか、そのことを訴えれば、国民の共感を呼び起こし、結集できる時代になってきていることに、確信をもちたい。時間がありませんので一つの例をあげます。ハンセン氏病の裁判を私はやっていませんけど、ハンセン氏病裁判に取り組んだ自由法曹団の若い弁護士さん、それからその運動を支えた人たちは、人間の尊厳を実現するためにたたかったことを強調します。判決のなかに人間の尊厳に照らして違法だということが出てきます。私が憲法を最初に知った頃だったら、「人間の尊厳」なんて憲

法に書いてある「美しい言葉」だとしか、多くの人々はとらえていなかった。少なくとも私はそうでした。しかし、いまや人間の尊厳を掲げて人は生き、人はたたかうことに情熱を燃やす。それが一つの国民の行動のエネルギーになり、判決によっても重要なルールであると認められる時代になっているのです。

平和についても同じです。戦争は嫌いです。私も兄を死なせています。ほんとに嫌いです。日本はいまの時点では大国です。アメリカの基地がいっぱいある国です。でもそういう国であることすぐには解決できなくとも、「この国は絶対に戦争に軍隊を出さない」ということを守りきる。そのなかで、国境のない医師団の人たちの活動をふくめ、あるいは若い人たちの活動をふくめて、平和に寄与し平和を創造する活動を市民的レベルで強める。そしてさらに、めったないことだと思いますが、国連がジェノサイドを防がなきやならんということであっても、その時にはあたかも個人の良心的兵役拒否者のように、この国は戦争には手は出さない。そのなかで成しうる事はすべてを成し尽くす。そういう国として生きたい。それが世界の民衆のレベルでみたら絶対に連帯し支持されることだと思うし、世界とアジアで、大多数の国とその人々から理解されることだと思います。そういう国として前に出ようじゃないかという発想を呼びかけることが必要です。そのようにして、憲法の平和主義をより積極的な「対抗軸」にしていく。こうして、質量共にかつてなく明るく創造的な平和のための運動を起こし、そういうことで前に出ることが、若い人をふくめて結集が可能になるのではないかと思っています。

大木 ありがとうございました。それではつぎに、愛労連の博松さんにお願いします。トヨタとのたたかいで、毎年トヨタシンポがおこなわれています。今年もそれがおこなわれました。そこで議論などからご意見をいただけるとい

うことです。

## 「トヨタウェイ」について

樽松 トヨタシンポも22回目をむかえました。先日、中京大の猿田先生に報告をいただきました。いくつか特徴点はあるんですが、坂本先生のいわれる超長時間労働がますます増えている状況です。残業時間360時間超で働いている労働者が、6万人の社員ですが1万人を超えてます。ところが、サービス残業で摘発されたら労基署を逆恨みして、摘発をやめろということで、「これは労使自治だ。組合と合意しているんだ」ということで、労使自治に対する介入をやめろという文書を出しました。先日、日本経団連の「経労委報告」が出ましたが、昨年の「経労委報告」のなかに「労使自治に行政が介入すべきではない」という文言を書き込んだのは奥田さんだといわれています。それから今年の年頭の冒頭あいさつで、トヨタの張副会長が「トヨタの常識が社会の非常識であってはならない」といつています。トヨタの常識を社会の常識にするんだということで、いま「トヨタウェイ」という労務管理手法を普及しています。「改善」と「トヨタウェイ」という「トヨタ本」が今年50種類近く出ているそうですが、「トヨタウェイ」の普及に非常に力を入れていて、いま世界中から名古屋に学びに来ているという状況です。韓国から非常にたくさん「トヨタウェイ」を学びに来ているんです。彼らは愛知労問研にも必ず寄つてからトヨタにいくということをやっています。

それから政治献金の話は、「赤旗」の日曜版にも出ていましたけれど、国政に対してストレートに発言をするようになってきたのが最近の特徴だと思います。これまで愛知県は民主王国で自民党の議員がいない県だったんです。どんどん落選したんですが、奥田会長になってから変わりました。9月の総選挙の時には、トヨタスタジアムに1万人集めて、小泉首相がヒトラーのように手を上げて入ってきたんです。初めて

です。これはトヨタに合うように法律を変えるという表れだというふうに私たち思っています。そんな状況を詳しくやっていると時間がありません。詳しいことは愛知労問研の伊藤副所長が『あなたの知らないトヨタ』という本を出しますので、これを参考にしてください。

それからもう一つ、今日のテーマでいうと、新自由主義というなかで、資本家は新しい支配のやり方を考えてきていると思うんです。トヨタの特徴は労働者をほんとに自働化している。自働の「ドウ」は「働く」という字ですが、自らすんで提案をする。汗を拭く時間がもったいないので労働者の提案でハチマキをするというようになっています。EX以上は毎月1回提案をすることになっていて、これが査定の項目には入っていないんです。トヨタは労働者を「大事」にして、一人残らず必ず昇給させていく。5年で昇給するか1年で昇給するかの違いですが、上司に必ずハンコをもらって一つずつ階段を上がっていくということで、トヨタの労働者自身はトヨタDNAが組み込まれている。遺伝子組み換えやっているということでびっくりしましたが、トヨタの労働者がトヨタ自動車はいい会社だとみんながいうようにほんとにこまめに組み立てていくような、非常に新しい労働者支配のやり方をしていると思うんです。新自由主義のなかで、先ほど企業統合の仕方という問題が出されました。そういう点では、これとどうたたかっていくのかが問題ですが、トヨタは若い人たちがこれを受け入れやすい方法を取っていると思うんです。憲法の問題でも、名古屋大学の法学部でアンケートを取ったら、改憲反対という学生が一人もいなかった。法学部の学生で、「改憲反対、護憲」というと、非常に古臭いというイメージがあって、学生はみんな改憲に手をあげたそうですが、私はそういう若い人たちのなかでどう「対抗軸」をつくっていくかということについて、斎藤先生や坂本先生に是非ご意見をおうかがいしたいと思います。

## 特 集・労働運動総合研究所設立15周年記念シンポジウム

大木 これは、熊谷さん最初に答えていただきましょう。大企業の労働者との連帯ということでお話し下さいましたから。

### はじまった未組織の組織化

熊谷 なかなか難しい問題ですね。全労連には大企業の労働組合がありませんけども、私たちは、できればトヨタに焦点をあてたらいいと思っていますが、大企業のなかにいま、期間雇用だとか、偽装請負になりますけれど請負だと非正規労働者がどんどんどんどんどん増えているわけです。彼らはユニオンショップの枠外に置かれているわけです。それが3分の1から多いところでは4割、5割近く占めている。そして未組織労働者の状態に置かれています。関連もありますから、そういう所から一人でも入れる労働組合など、いろんな工夫をしながら、大企業のなかに私たちは影響力をもった労働組合をどうつくっていくのか、まともな労働組合がそのなかにどう影響力をひろげていくのかということが、私は大企業のいまの状況をみると、非常に大事だと思っています。そのことを一つ考えていかなければいけないと思っています。いまその具体的な検討をはじめているところでです。樽松さんはトヨタの地元ですから是非愛知のなかで実践的に一つ典型をつくっていただければと思っています。憲法問題は最終的に発言したいと思います。

大木 坂本先生、いかがでしょうか。

### 侵略戦争の実態を知らせる

坂本 「自働化」されてきている若者の労働状況に対して、こうした人々をどう労働運動に結集するかについて、今私は充分に答える知識がありません。そこで質問からずれるかも知れませんが、憲法運動と若者について、述べることにします。

憲法の学習会には50回ぐらい出ました。アン

ケートや感想文も随分読みました。だからお会いした参加者の方は8000人を超えたと思います。けれども、ざっと会場を見渡した印象でも会場でいただいた感想文を見ても、私が呼んでいたいた集会の範囲で言えば20代の参加者は5%を切っているように思われます。もちろん若い人たちは、ベテランがその組織の中心になることが多いこうした集会形式ではなく、自分たちだけで多様な運動をはじめています。若い人は憲法改悪反対の運動にはとりくまないとか寄り付かないというのは「事実誤認」でしょう。ただ、私はいまだ一、二の労働組合の青年部の学習会を除けば、若い人のところで話をして、自分の話がそこでつうじるのかどうか点検を経ていません。ある学習会でいただいた感想文の中に20代と思われる女性労働者ですが、「坂本さんのように『余命いくばくもない』人の話を聞くことは本当に大事だと思いました」といわれたのは少々ショックですが、でも私の話は伝わったのだと思い喜んでいます。若い人たちの非戦・平和のエネルギーは、もっと信頼してよいのではないかでしょうか。NHKが憲法9条をどうするかの激突対談やったでしょう。そのなかでNHKが緊急世論調査をした結果の発表がありました。自衛隊がアメリカ軍といっしょに海外でアメリカ軍や多国籍軍と武装力を行使することに賛成の人はわずか4%しかいない。「後方支援」はみとめる6%と合算しても10%です。それから直近の毎日新聞の世論調査では、憲法9条改訂に反対というのが60%を超え、賛成との比率は2対1。反対が2に増えました。そのうちでさらにうれしいのは、20代の人の反対は70%を超えています。

こんど学習の友社から出版する予定の私の本をみてほしいんですが、自民党は憲法改定で徴兵制を選択肢のなかにはつきり入れています。そういうことが本当にあきらかになれば、若い人たちの9条改悪反対はもっと強く広いものになるにちがいありません。そして過去の戦争被

害をあきらかにするだけじゃなく、イラク戦争の実態が知られてきている。例えはいまイラク戦争で使われている、白リン弾被害の実態をイタリア国営放送がドキュメンタリーで証拠のビデオを放映したものをみましたが、白リンがいつたん服につくと服を焼き肉を焼き骨を焼き尽くす。そういう途方もない残酷な戦争をアメリカがイラクで現にやっているのです。そういうアメリカの侵略戦争に自衛隊が共同参戦するための改憲だということを若い人がどんどん知つていけば、若い人が改憲反対の側に回らないということはないと、私は思います。「戦争は嫌だ」、「人を殺したくない」、「平和に生きたい」という若い人の思いを、憲法改悪阻止の重要な「対抗軸」の1つとしてアメリカ軍の侵略戦争の実態を知らせ、ひろめて憲法改悪反対の行動に立ち上がりつもらうよう努力したいと思っています。

大木 斎藤先生いかがでしょうか。

### 現実を知らせる仕事の大切さ

斎藤 手短にいきます。トヨタについての本が出たらその本をください。「トヨタ本」が50冊出ているといわれましたけれど、マスコミのほんとに情けないところは、金になればなんでもやっちゃうんです。「トヨタウェイ」を普及しようとしているといわれましたが、「ジャパニーズスタンダード」を「グローバルスタンダード」にしようという動きが、日本では国ぐるみであるような気がします。というのは、とくに新自由主義に関係のない取材をしていても、トヨタの話はそこらじゅうで出てくるんですね。一昨年だったと思いますけれども、早稲田大学のスーパーフリーの事件がありましたね。あの時に『文藝春秋』で、早稲田がやたらベンチャーだ、ベンチャーだつていいっているが、このような大学のあり方がああいう学生を生むという感じで取材をしました。白井という総長の家に夜回りをしていたんですけども、彼が脈絡もなく、「斎

藤さんはそうやって大学がベンチャー養成するのは学問じゃないみたいな言い方をするけれども、いまこの日本という国はトヨタがなければ生きていけないんだ」なんて話を唐突にしあげました。要するに「トヨタウェイ」というのがもう日本中の隅々まで、アミニズムのように天皇制のように浸透してきているんではないかというのが、私の現場の実感です。ですから、トヨタウォッキングというのは非常に意義のある仕事だと思っているんです。

もう一つ、学生の話ですが、名古屋大学あたりだとたぶんそういう結果になるだろうなと思います。つまり、偏差値エリートであるわけですし、仮に改憲されて戦争になつても「どうせ俺はいかねえから平気だよ」という。これが大前提としてあるわけです。いく奴はどうせ貧乏人か偏差値の低い奴だよという意識でしょうけれども、そう単純じゃ実はないわけです。坂本先生がおっしゃるように、若者は基本的に世間知らずだからよくわかつてないというところが一番あって、そこに小林よしのり的になんとなくヒロイックなナショナリズムが入り込む余地があると思います。最近、私はいわゆる右翼の人たちと座談会をする機会にも恵まれたんですが、「多くの人は日本の伝統文化とかナショナリズムといいながら、いまのこの新自由主義のもとでは伝統も文化も関係ない。これって、ただアメリカの一部になつてはいるだけですよ」というと、真正面から答えてくれないんですね。「そんなことはないよ」というか、あるいは「そうだ、そうだ」というかのどっちかだと思ったんですが、そうではなくて、案外右の人たちは怒らなければならないのに怒らない。私が知つてゐる限り右の人で怒つてるのは、小林よしのりと西部邁とさつき話題に出した西尾幹二だけなんですね。西尾幹二は、さつきの本からざつと1年後、最近出た本では『狂気の首相で日本は大丈夫か』という本を出していまして、この指摘は非常に正しいなと思わされたりしました。

## 特 集・労働運動総合研究所設立 15 周年記念シンポジウム

保守のなかでこういう非常にねじれた現象が起こっている。日本がアメリカの一部になつてゐる現実もわかつてない人、要するに真実からもつとも遠いところにいる人が改憲賛成といつてゐるのではないか。だから学生さんたちにきちんと現実を伝えていくのも私たちの仕事じゃないかと思うようになっています。

**大木** つぎに非正規の問題についてお二人から意見が出ています。簡潔にそれぞれご発言いただきたいと思います。まず、全労連の井筒さんお願ひします。

### 対抗軸としての均等待遇実現の運動

**井筒** 全労連の井筒です。私は労働政策の新自由主義的展開への「対抗軸」になりえる運動として、パート・臨時労働者の運動があるというふうに思っています。女性の多数がいま非正規で働いていますし、青年の多数もこれから非正規になっていくという状況のなかで、非正規雇用の労働者は社会の多数派になっていく。この多数派を主人公にした運動をしない労働運動は、滅亡するというふうに思っております。ですから、非正規雇用の運動を一つの分野の運動ととらえるんではなくて、労働運動そのものであると位置づけた運動が必要であろうと思っています。全労連はそのことを意識していま運動をつくろうとしているわけですけれど、これからそれが問われていくと思っています。全労連は2000年にパート臨時労組連絡会を結成しました。この結成の背景には、サンヨーの雇い止めに対するパート労働者のたたかいや丸子警報器の判決などがあるということは、皆さんよくご存知だと思います。それから5年たったわけですけれども、その間、正規労働組合がこの非正規雇用の問題をどう位置づけてきたかというと、労働総研が全労連と共同でやらされました調査のなかで、組合役員への設問に対する回答のなかで、非正規雇用の組織化はしなければならない

と思っているけれども、それに対する具体的な戦略方針などをまだほとんどがもっていない、という結果が出ておりました。そこに非正規問題に対する現時点での特徴がよくあらわ正在ると思うんです。私は非正規労働者の組織化が一番重要であって、いまわれわれがそれをやらなければいけない課題だと思っています。

全労連は、2005年の春闘のなかでは、非正規雇用の問題を春闘の課題の二の次にするんじゃなくて、春闘の正規労働者の要求といっしょに要求を提出して、いっしょに回答を引き出していこうということと、それからパート労働者自身の均等待遇実現にむけての本格的運動をつくりうということで、大学習運動などを展開して大きく確信になりました。しかしある歩みであります。06春闘では、そういう意味で、非正規雇用の人たちの労働運動そのものをしっかりとつぶんで、前面に押し出すような運動をつくるということが、本当に必要になっていると思っています。また、均等待遇を求める運動が、ほんとにひたひたと大きくひろがっていまして、パート労働者自身が賃金の均等待遇もすごく必要だし欲しいけれども、人間としての尊厳、働くものとしての尊厳が職場で守られるような、そういう職場をつくりたい。そういう思いが非常に強いわけです。私は均等待遇実現の運動は新自由主義的な労働政策に対抗しうたたかいであると思っております。

**大木** 非正規の組織化が「対抗軸」となるというご意見です。つづいて、神尾先生お願いします。

### 派遣やパートになれない人へ目を向ける

**神尾** 神尾でございます。いまも井筒さんからお話をありましたけど、シンポジストのお話を聞いて一番気になりましたのは、非正規雇用か正規雇用かというところに焦点がいってあるのですが、レギュラーであろうがイレギュラーで

---

労働総研クオータリーNo.61(2006年冬季号)

あろうが、この方たちはれっきとしたエンプロイーなんです。しかし、世界の総労働力人口からいえば、エンプロイーなんてほんとに一握りの存在でしかない。そうではない人たちの方が多いわけですね。雇われているものだけの団結ばかりをいっているのだったら、逆にもつともつと狭いところにいってしまうのではないかと危惧します。これは極端ではないと思うんですが、組織化の問題も均等待遇の問題も、随分努力なさってパートや派遣の方が組織に加入したり共闘しているというのには敬意をあらわしますが、しかしその方たちが実際にそこで加入していつても、やっとそのエレベーターに乗れたらこんどは後ろみて「もういっぱいですよ」っていつたようなことを感じるわけです。

つまり、一番かわいそうな人たちはパートや派遣ではなくて、それにもなれない人たちです。このことについて今日は一度も言及がなかったような気がするんです。「対抗軸」、「対立軸」を正規か非正規かというエンプロイーだけに限ってしまうやり方は、労働組合の弱点かなというのが正直な感想です。その意味では連合だ全労連だといっても、長男と次男のけんかじゃないかというような正直な印象をもちました。もつと実際に働いている人たち、働いて稼いでいる人たち、しかも途上国なんかでも組織にいっている方たちは特別な方たちで、ほとんど輸出産業で食糧や輸出製品をつくっている方たちが多いわけです。実際、そういうものを私たちは食べているんですよ。私は不勉強で、新自由主義というのはよくわかりませんが、それに賛成する人たちにいわせると、労働市場はもともと市場経済のなかで完全に揺れ動いて自由なのが理想なんです。そんなに「規制緩和、規制緩和」つていって、あれでも随分彼らは遠慮がちにいっていると思うんです。規制が全然ないのが一番理想ですから。そういうなかで、労働法もなければ、パート労働法なんてお粗末ですけれど法律ありますけれど、それも適用されない人たち

が、これはヤングだけじゃなくて多数いるのです。そことどう連帯していくかということについて私は提案が欲しかったと思って発言した次第です。

**大木** 質問もかねての発言ですね。今日の斎藤先生のお話のなかで、労働運動のウイングをうんとのばす必要があると発言されました問題とも関連していると思いますので、主として神尾先生のご意見に対して、斎藤先生からお願いします。

### 零細自営業者の組織化

**斎藤** さつき時間がなかったのではしおった部分があるんですけども、実は最後にいおうと思っていたんですが、零細自営業者の組織化というのも労働組合のこれからのテーマではないかなと思っています。零細自営業者は、私たちみたいな自由業者もそうなんですけれども、お店をもっている八百屋さんとか魚屋さんもふくめて、個人営業の商売人です。それが一つと、あとはフリーターのなかにかなりふくまれると思うんですけども、「ワンコールワーカー」という立場の人たちがいたたくさんいます。つまり、どこかの「口入れ屋」に登録をしておいて、派遣というようなたいそうなものではなく、たとえば今日の会場は固定された椅子ですけれども、よくあるのが地方のプロレス興行なんかでリングをつくったり椅子をとりつけたりする仕事をアルバイトの人たちがするわけです。そうした人たちを「口入れ屋」が登録しているなかから「今日空いているか」といって電話して呼ぶ。登録している方はいつそういうコールがあるかわかんないから、他のバイトがあつてもなかなかそっちにいけないみたいな、非常に不合理なことになっているんですが、この人たちは皆サラリーマン税制の対象でないわけです。

今までだったら、安いアルバイトだったら申告なんかしないわけですけれども、こんどの

## 特 集・労働運動総合研究所設立 15 周年記念シンポジウム

税制「改革」で、企業はちょっとでもバイト代を払った相手を全部申告しろという流れになっている。零細な自営業者は、私もそうですけれども、青色申告並みの記帳ができない自営業者はそもそも必要経費という概念を認めない。大まかな基礎控除だけはしてあげるけれども、あとはいくら経費がかかってもそれは全部課税対象になるという流れをいまつくられつつあるんです。ですから自営業という概念そのものが成立しにくくなっていて、皆がそういう企業社会のヒエラルキーの中に組み入れられるか、バラバラにされるというなかで、このバラバラの方をうまくすくい取って労働運動につなげていく必要があるだろうなと思います。それはその人たちの生活ももちろんそうですけど、私が自営業者として一番思うのは、企業社会のヒエラルキーに組み入れられていない人間は、まだ少しも少しあは自由な発想ができるので、企業べったりではない考え方方が少しあは増えてくるんではないか。そういうさまざまな思いはあるんですが、神尾先生のおっしゃるほどの問題意識がなかつたのが、ちょっと自分でも反省しているんですが、そういう提案もあります。

大木 熊谷さんいかがですか。

### 地についてきた未組織労働者の組織化

熊谷 神尾先生から指摘をされた点は、率直にいって、まだなかなか手がついていません。ようやく非正規労働者のなかのパート、派遣あるいは一部請負労働者のところに目がむきはじめていますけれども、全体的にみますと残念ながらこれからのは課題といわざるをえません。労働総研の協力で「労働組合の活動実態と課題と展望」という大規模な調査アンケートやりましたが、組織化の問題にしてみても、組織拡大が重要だとはいいつつも、非正規労働者の組織化をどの程度重視しているのかということになると、さつきの長男と次男の話ではありませんが、

全労連の単産といえども、なかなかそこが正面にすわりきれていません。その理由は何かと聞くと、労働条件があまりにも違うとか、組織化しても本当にいつしょにやっていけるかどうか自信がないとか、克服しなければならない課題はあるんです。しかし、そういうなかでもいまパート、派遣、非正規労働者の組織化を組織拡大の最重点にすることでようやく運動が地につきはじめてきたというのが実情です。

いま日本に増えている外国からの移住労働者とか外国人労働者の問題などわれわれが目をむけるべき人たちがたくさんいるということについては、問題意識としてはもっていますが、率直にいってようやく手をつけはじめたという実情です。神尾先生の指摘された点はしっかりと受けとめておきたいと思います。

大木 つぎに、労働者教育協会の竹内先生から大きい問題がたくさん出されていますが、問題をしぶってお話をいただきたいと思います。

### 現代の「万国の労働者よ団結せよ」とは

竹内 私は坂本さんと同年齢なんですね。大学をやめて5年になるんです。今日はゆっくり勉強しようと思って出てきたら、坂本さんが「余生幾ばくもない」といわれたという発言をきいて、さつきからおたおたしているわけですが、3点ほど発言したいと思います。

私は、今日のテーマと関連して、「万国の労働者よ団結せよ」というスローガンは夢であったのかどうであったのかということを再度検討してみる必要があると思っています。このことを、いろいろな国際労働運動、主に労資関係論研究の書物をつうじて追求しますと、いま団結の企業別分断と企業内封じ込めに対するたたかいが、万国の活動家の共通の関心になっているんではないかという気がします。北半球のLO、スウェーデンのLOでもそうだし、南半球の南アフリカ共和国のCOSATUでもそう。すべての論文にこの

---

労働総研クオータリーNo.61(2006年冬季号)

問題が出てくるわけです。そこに私は、現代の「万国の労働者よ団結せよ」の一つの根っこがあるんじやないかと思っております。その状態をこれからどういうふうにわれわれとして学んでいくのかということが問われていると思います。

その場合、1995年に日経連が「新時代の『日本の経営』」を出しましたが、同じ年に世銀は十数冊ある年報の一つを労働関係に割いているわけです。95年の報告は、主にトランディショナル、つまり社会主義、旧社会主义圏から資本主義に復帰するといいますか、あるいは復帰しないかもしれませんか、そういう移行期にある国々、それからユーラシアとか開発独裁の国々の労働問題を念頭におきながら展開をしています。全部を読んでいませんのでさわりの所だけ申しあげますと、世銀が勧告しているのは第1番に、労使交渉の軸を企業のレベルに下げろということです。第2は、保護主義的な政策のなかには労働者の権利がふくまれているんですが、これを原則的には認めないということです。

そのつぎの年と、またそのつぎの年にILOが2冊の報告書を出しているんですが、新自由主義政策の国際的展開と万国の活動家の皆さんの悩みは同じだというふうな感じをもっておりまます。そういうなかで、日本労働研究機構から独協大学の桑原靖夫先生とグレッグ・バンパー、ラッセル・ランズベリーという外国の研究者が『先進諸国の労使関係』という本をお出しになっておられるんですが、その後表題が『先進諸国の雇用・雇用関係』へと変わっているわけです。インダストリアル・リレーションではなくて、エンプロイメント・リレーションと表題が変わっている。それは、90年代の新自由主義的グローバリゼーションの急速な展開によって顕在化してきた問題だと思います。日本では、労働組合管理と従業員直接管理と同時に組みあわせて、できれば後者のイニシアティブのもとに労働者を統合するのだと思います。多国籍企業にそういう必要があるんです。多国籍企業は世界に自

分の工場を分散させてから世界の労資関係の紛争に關係していく。そういうなかで、日本の労働者にどういう役割を果たさせようとしているのか。彼らはそういうことを考えていると、私は思わずるをえません。

第3番めは、労働組合運動と政党運動との関係を私たちはもう少しみていく必要があると思います。今日の『赤旗』に、日中共産党の理論会議が開かれていることが報道されていますが、日本における科学的社会主義は、ヨーロッパのマルクス主義がもつてゐる困難と違ったところで、新しい領域を切り開いているという問題を少し重視していく必要があると思っております。長くなつて申し訳ありませんでした。

**大木** これはなかなか難しい問題で、日本の「対抗軸」を考える場合、一国的な規模で問題を考えていいくのかという根本的な問題提起をもふくんでいると思いますが、これについて議論しだすと、時間もありませんので、これはテイクノートしていただいて、最後のご発言のとき関連して、もしご発言いただければありがたいと思います。竹内先生の質問についてはこのようにあつかわせていただきたいと思います。

つぎに、これは質問という形で出されていますが、ご意見もあるんじやないかと思います。全教の吉田さん簡潔にお願いします。

### 新自由主義論者の日本の将来展望は?

**吉田** 全教の吉田です。新自由主義的な政策を推進している人たちは、日本の将来をどういふうに展望したうえで積極的な政策を推進しているかという質問です。いま、株価が上昇していますように、一時的には「規制緩和」のもとで大企業などが利益をあげることがあるにしても、将来を考えた場合、日本の社会そのものが本当に成長していくのかということを考えると、たとえば少子化の問題ですか、農業の問題などにみられますように、日本の将来そのも

## 特 集・労働運動総合研究所設立 15 周年記念シンポジウム

のが非常に大きな困難といいますか、障害にぶつからざるをえないと思いますが、その点を新自由主義的な政策を推進している人たちはどのように考えているのでしょうか。これは、いまの新自由主義的な政策を将来的に打開をするうえで、どういう展望と見通しをもつたらいいかということとも関わっての質問でございます。

大木 それでは、斎藤先生からどうぞ。

### 将来展望のない社会ダーウィニズム

斎藤 これはきちんとした公式コメントがあるわけではないので、私なりに取材をしてきてえた実感ですけれども、基本的には政財界の人たちは、アメリカが大丈夫なんだから日本も大丈夫だろうというぐらいいのつもりでいると思います。この手の質問を私もあちこちでするんですけども、たとえば「医療制度改革でアメリカみたいに無保険者だらけになつたらどうすんだ」ということを聴いたり、あるいは「三位一体の改革でもって生活保護費が削られ、そこらじゅうホームレスばっかりになつたらどうすんですか」みたいなことをよく質問するんです。そうすると必ず返ってくる答が、「大丈夫ですよ」です。「どうして大丈夫なんですか」と聞くと「われわれは日本人ですから、アメリカ人みたいに乱暴じゃありません」という答えです。これだけの根拠しかないんですね。戦後、日本の治安がよかつたのは、私にいわせたら国民性でもなんでもなくして、高度成長をへて国民が貧乏じゃなくなつたからだと思っています。高度成長とかバブル経済のある時期だけの比較的安定していた時代をとらえて、それが日本人の普遍的な国民性だというふうに勝手に思い込んでいるというのがあります一つです。もう一つは、実は将来のことなんか考えてないんじゃないか、と。

というのは、この新自由主義というのは、言い方を変えると社会ダーウィニズムでしかないと私は考えています。つまり、ダーウィンの進

化論を人間の社会生活にそのまんまあてはめて、社会的地位の高い人間は進化した人間、低い地位の人間は劣った人間。だから高い地位の人間にあわせて世の中をつくりかえれば、劣った人間が淘汰されるので社会全体が進歩するという考え方で、たとえば人種差別だとか帝国主義を正当化してきた思想なんです。これが行き過ぎて、昔それに医学だとか遺伝学の装いを凝らしたのがナチスドイツの優生学です。だからそうした考えは戦後60年間なんとなく封印されてきたのが、いまこの新自由主義原理によって、ナチスドイツ的な国家社会主義ではないけれども、予め恵まれた人間が勝つのがわかりきっているのに、競争させるという点ではっきり八百長なんですよ。要は恵まれた人間が自分の損得のためだけに競争をやるのが社会ダーウィニズムであり新自由主義だと私は解釈しています。

竹中平蔵さんのように貧しかった人間が努力して成り上がった人も確かに中にはいますけれども、基本的には日本の権力者は全員が2世3世ですから、戦後皆は平等だといわれたこと自体が気に入らないわけですね。それに対して「なんだ俺は身分が高くてエリートなのに、お前ら平民がタメ口きてんじゃねえ」と逆切れルサンチマンを起こして、その仕返しみたいな意味がすごくあると思います。ですから、いまの偉いさんたち、その息子たち、孫たち、要は身内だけが得すればいい。日本社会の全体なんか知つたことかというのが基本的な彼らの考え方ではないのか。だから少子化なんてあたり前なんですよね。身分が高くない人間が子どもを産んだって、それは兵隊か慰安婦にしかなれないですから、それは本能的に産まなくなるに決まっている。ご質問の主旨からいえばそこをつく必要も出てくるのかなと思います。

大木 少子化問題は運動面でもかなり、いろいろ重要な問題になっていると思いますが、熊谷さんいかがでしょうか。

熊谷 少子化問題じゃないですけれど、いま吉田さんがいわれた点では、私も斎藤さんがいつておられることと同じだと思うんです。いろんなものを読んでみても、「活力」があるというのは、だれの活力かというと企業・産業の「活力」であって、国民が本当に安心して、安全で将来に希望がもてるようなことについては、いまの新自由主義者たちはだれも考えていないと思います。それこそ「わが亡き後に洪水はきたれ」じゃないけれども、企業・産業・業界の発展をどうするかということしか考えていない。国内でだめだったら海外に出ればいい。極端にいうと、企業にとって必要なひとにぎりの労働者は長期雇用するが、それ以外は全部使い捨ての労働者でもいいという雇用政策をすすめているのが実態です。

朝日新聞の11月21日付で、「小さな政府」をめぐって経済同友会代表幹事の北城恪太郎さんは、国の仕事は治安と外交、安全保障でいい、所得再配分機能なんていらないんだということまでいっているわけです。日本がそういう「小さな政府」になった時、日本の労働者や国民がどうなるのかなどということは、かれらは一言も触れないわけです。かれらは、自分たちの負担さえ軽減され、企業や産業さえ利益をあげればいいということだけがいま、まかりとおってんじゃないのか。これは、国際的にきわめて異常な社会なんだということを、もっと鋭く批判していく必要があるんじゃないかと思います。

大木 坂本先生お願いします。

### 高度支配体制国家と政党法

坂本 少子化問題については、私は勉強不足で語る力がありません。国家や社会のために「産めよふやせよ」というのは論外ですが、いまの少子化の加速は不正常であること、そしてその最大の原因が「労働政策の新自由主義的展開」

そのものにあり、これと社会保障の切り下げ、重税化が結びついて、今日の事態になっていることは確かだと思います。

今の質問とは外れるかもしれません、ここで二つのことを言わせてください。

一つは、支配層の政策、新自由主義の強行は彼らにとっても未来がない道だということです。私の知人で、自民党の各議員の勉強会などにも講師として出ている人がいるんです。彼とたまたま会って、いま財界や自民党で議論されている政策や方針について話をしますと、彼は私に「坂本さんは考えすぎのかいかぶり」だというのです。「自民党の代議士たちは未来をしっかり考えてはいない。昔の通産省は日本の国をどうもつていくかについて、自分たちが決めるという気概があった。いまや財界の言う今まで気概もなければ誇りもない」、自民党、官僚、そして財界は「いまがよければいいじゃないかと、目先のことでの走っている」といっています。マルクスが資本主義の人狼的搾取について、彼は、「わが亡き後に洪水はきたれ」という立場なのだ、といったことの再現なのかと思います。

ただそれだけなのかというと、そうではない。またこうした未来展望のない政策で突っ走り、あとはどうでもいいというほどおろかではない。彼らは彼らの「対抗軸」をもっている。彼らは支配のなかから必然的に出てくる矛盾を抑えて新しい支配策を構築しようとしているのです。その重要な極の一つとして、高度支配体制国家を考えるんだと私は思います。それが、いま起きているいろんな弾圧の強まりであり、刑法理論でまったく考えられなかったような二百数十の犯罪に適用できる共謀罪導入のくだてだと思います。さらにいえば、権力による治安強化だけでは支配はもしませんから、やはり人の心をどう支配し、「統合」するか、そのために教育をどう変えるかということを考え、教育基本法の改悪とあれこれ企てるのです。そして改憲—“壞”憲—はそのもっとも重要な策動なのです。

## 特 集・労働運動総合研究所設立 15 周年記念シンポジウム

こうした策動の、いまはまだ多くは知られていないものの一つとして、今度の自民党憲法草案は64条の2で「政党に関する事項は、法律で定める」となっていることの重要性を指摘しておきたいと思います。この改憲の本音は自民党が21年前につくった「政党法」をみればよくわかります。この時の原案には、政党の定義として「革命の防止に寄与する義務」が明記されていた。衆参両院議員と有識者でつくる「政党委員会」が認めたものだけを政党として認めるとか、党员の「寄付する会費」、つまり党費についてもすべて「政党委員会に報告し」「公表しなければならない」ということまで書いてあつた。これは党员名簿の届出と同じです。改憲されたとして、自民党が21年前とまったく同じ条文をつくるかどうかわかりません。しかし、支配層・自民党政治と国民の矛盾がするどくなつており、平和で人間らしく生き、働きたいという要求はいつそう強まる。そのときに、要求をともにし、国民と共にたたかう政党は「危険」な存在になる。だから、改憲して、憲法を大義名分にして「政党立法」をつくり、高度支配国家をつくろうとしているわけです。憲法改悪反対で必ず立ち上がりてくる、国民とともにたたかう政党を無力化するための仕組みをつくろうと考えている。支配者は歴史認識を誤り、未来についてのまともなグランドデザインもないけれども、当面の悪知恵だけはある。改憲とそれによる「改憲国家」の流れは世界の流れからみたらまったくの逆流ですから、私は彼らのやり方は必ず挫折するという確信があります。その確信があるからといって、たたかわなくていいということではありません。戦前の悲劇をそのままもってくるつもりありませんが、われわれが有効な「対抗軸」をもち、歴史を転換するためにたたかっていかなければ、私たちの後からくる若い世代が大きな不幸にさらされる。そういう意味で私たちは大きな歴史的な責任をもつて、いまこの時代に生きているんだと強く思います。

大木 ありがとうございました。時間になつてしましました。まだ何人かの方が残っていますが、残念ながらここで切らしていただくことにせざるをえません。ただ、金属労働問題研究所の西村さんが、1分ですむ質問があるということですので、それだけお聞きして、そのお答えは2度めのご発言のなかで触れていただくことにしたいと思います。

西村 西村でございます。坂本先生が最後におっしゃった労働契約法制の討議が労働政策審議会で10月21日にはじまつた。その日の議事録を全労連のメルマガでみると、おためし雇用論が抜けているんです。ILOの今年の総会が若年雇用促進の決議をやつてあるんです。それからいろんなところで若年雇用をどうするかの議論があつて、10月の末には共産党が若年労働者の雇用にかかる要求政策を出された。こういう時期に、私は、おためし雇用が抜けているというのは、ちょっと困ると思います。

大木 会場全体の討論はここで切らしていただきます。それでは三人のシンポジストの方に休憩なしで恐縮ですけども、お一人10分で、最後の発言をお願いします。今度は坂本先生からお願いします。

### 第2回目の発言

#### 歴史の転換軸としての憲法改悪反対闘争

坂本 最初の時に問題意識—あるいは思い—だけでも話して、それ以上いえなかつたことが、ではおまえの考えている「対抗軸」はなにかについてまとめて、最後に話すことにします。第1として「対抗軸」は一本ではない。まず目の前の権利闘争に対して、一つ一つ粘り強

労働総研クオータリーNo.61(2006年冬季号)

くたたかうことが第1の「対抗軸」なのではないかということです。たとえば、支配層が、いまの法制のもとでやってはならない違法な攻撃をかけてくることに対しては、絶対にあきらめず、しつこくたたかって戦線をひろげなければなりません。たとえば不払い残業がそうです。それからいろんな悪い法律をつくって多重的な脱法行為であるNTTの11万リストラ「合理化」とか、会社分割法や雇用契約法を労働契約承継法にまったく違反しているIBMなどのやり方とかの違法な攻撃に対しては、皆の力をあわせて最大限のたたかいを組織していくということが、私は「対抗軸」の第1点だと思います。

第2点は、新自由主義の労働力政策が多くの場合、労働法制の改悪を伴い、これを入り口とし、テコとしてきているわけですから、労働のルール改悪反対、さらには労働のルール確立の運動を「対抗軸」としてうちたてることです。いわゆる労働契約法制をめぐるたたかいはその当面する重要な“環”です。

第3点は、ルール破壊に反対するだけではなくて、いま取れるもの、要求した方がいいもの、仮に要求してもすぐには取れないかもしれないけれども、つぎにつながるもののがたくさんあることを重視し、多様に粘り強くとりくむということ、その際、さまざまに共同を広げることを重視することです。たとえば、整理解雇の4要件を労働基準法にもつときっちり書けっていう要求もあるでしょうし、派遣法について出てきた弊害が山ほどあるわけですから、それを是正するという要求もあるでしょう。家族的責任をもっている労働者の遠距離配転はやってはならないという義務を法律に書けとか、誰がみても、そして政府の研究会に出ている人たちが書いている文書のなかに、「それは必要」と書いていること、連合も全労連も一般の市民も一致できることについては、いくつの法律に分かれてもいいから、要求闘争を起こすべきだというふうに思います。いま完全な労働契約法制をつくれ

という要求を運動のメインの柱にするときだという意見、あるいはこの点については私は現時点では難しいと思っていますが、討論すべきことでしょう。しかし、少なくとも私が列記した要求は、いますぐ共同要求として提起できるはずのものです。そうであるならばこの時期、私たちの側の改良要求として提起すべきと思うわけです。

若干の重複をおそれずに最後に申しあげたいのは、重要な「対抗軸」は憲法改悪に反対するたたかいだということです。いろんなたたかいがあるし、それぞれに重要だと思います。労働契約法制、教育基本法、社会保障改悪、そして基地問題など、「改憲事前運動」みたいなものがずっとひろがっています。いずれも放置できないたたかいであり、しかも、これらの闘争を発展させることは、改憲阻止の運動の流れを強めることになるはずのものです。そのことを前提としますが、アメリカ、日本の支配階級が憲法典を全面的に変えようとしていることに対しての国民的な運動を起こして必ず勝利をすることが、最大の戦略的ポイントであるし、最大の「対抗軸」にする。それがすごく重要だと私は思います。

「対抗軸」という言葉を使いましたが、このたたかいは「対抗軸」であると同時に歴史を変えていくという点では「転換軸」だと確信します。

私は歳をとっていますから、少し夢をみさせてください。コスタリカで軍備を全廃した憲法をつくった大統領夫人が、2003年に日本に来ておられます。カレンさんとおっしゃいます。その人がこういうこと書かれています。

「平和は努力しつくってゆくものです。言葉ではなく行動です。自分のなかから紡ぎだし、人に伝えてゆきましょう。『夢を見るこを決して恐れてはならない』——行動するためには、最初にまず、夢を見なければなりません。一人ひとりが真実の一片をもっています。平和のためには、その一片をもちよって、行動すること

## 特 集・労働運動総合研究所設立 15 周年記念シンポジウム

が大切です。一人ひとりが将来の運命の所有者です。平和憲法をつくり、痛みを乗りこえてきた日本人たちには力がある、破壊でなく創造へと進んでいける、私はそれを疑いません。」

私は彼女の言葉にすごく心をうたれ、自分の本にも引用しました。とりわけ彼女が「行動するためには、まず夢を持たなければなりません」といっていること。

私たちはいろんな困難はあるけれど、戦後60年たって、世界の流れをみると、日本国憲法で定めているような非武装・反戦平和を世界のルールにしていくとする世界の人々といっしょにいたたかっている。このことを世界の人々とともに本当に実践的な課題としてたたかっているという、まれにみる時代に生まれ合わせていると思います。いまそのところを大事にして力のある限りたたかいたいのです。

安保闘争の時と歴史的条件も違いますので、安保の時にこうだったというようなことを単純にいうつもりはありません。私はなんの闘争経験もないのに、安保闘争や三井の争議のなかで、何が真実なのかっていうことを自分なりにつかみ、それをずっと追い求めてきました。私たちは安保条約の廃棄をさせることはできませんでしたけど、あのたたかいのなかで人間というのは何をめざしてどうたたかえるのか。それぞれの力をあわせればどれだけの波をつくれるのかということを、それぞれの人生で、私たちは体験しました。そしてそれがその後の何十年かの運動の担い手、人の流れ、あるいは運動の背骨みたいなものをつくったんだと思います。憲法改悪阻止のたたかいに勝利したら、その時になお、諸悪の根源である安保条約があり、小選挙区制での議席の歪曲があっても政治情勢は大きく変わるはずです。私は何よりも国民一人ひとりが自らとこの国の「運命の所有者」としての自覚と自信をもった存在に変化することを“夢”みます。変化した私たちは、労働のルールを本来の憲法のそれにするとともに、平和で、誰も

が人間らしく生き、アジアや世界の人々と心底から連帯できるでしょう。そのとき「歴史は動く」のだと私は確信します。私たちは、いまもいいましたようにきわめてまれな歴史的時代に生きています。若い人もふくめて、この歴史的な時代の課題にともにたたかって、それをチャンスとして活かして歴史を前にすすめるのか、このチャンスをみすみす逃がすのか。それは、日本の歴史にとっても、われわれ一人ひとりの人生にとっても天と地の違いになるでしょう。そういう局面に私たちはいま生きているんだというふうに思います。ですから憲法をめぐる“せめぎ合い”を最大の「対抗軸」とすると同時に、最重要な「転換軸」とつかんで、たたかいたい、かならず勝利して「もう一つの日本」を、とつよく思います。

大木 ありがとうございました。つぎに、熊谷さんにお願いします。

### 「対抗軸」としての主体的力量を高める

熊谷 シンポのはじまる前の打ち合わせの時に、「対抗軸」を土台にしていまの新自由主義の流れを押し返していくような主体の形成がどうなっていくんだろうかという話が出ましたけれども、新自由主義的な労働政策との最大の「対抗軸」は職場や地域で起きているさまざまな労働現場の実態を基礎に、現場の怒りをどう組織し、要求を実現する運動にしていくことが「対抗軸」のいちばんの土台になるのではないだろうかと思います。現場の実態はたいへん深刻になってきています。それはたんに労働者の労働条件の悪化や健康破壊、メンタルヘルスの問題だけでなく、企業における重大事故の多発にみられるように、企業や産業の基盤そのものを脅かすような事態まで生み出しているというところに最近の大きな特徴があります。こうした労働現場の実態をどう社会的な問題にしていくのか。そしてまたその運動をどうひろげていくのか。

労働総研クオータリーNo.61(2006年冬季号)

かということが非常に大事になっていると思います。同時に社会的にひろげ、運動していく場合に、私は自分たち自身の労働者自身のたたかいに確信をどう与えていくのかという点がたいへん重要だと思います。そういう点では、さきほど坂本先生がフランスの派遣について話されました。世界の流れと比べてみて、日本の労働実態がいかに異常な労働者支配のもとでつくりだされているかということを、われわれ自身が仲間たちのなかにひろげていくということが、たいへん大事なことではないでしょうか。

全労連は、94年に「労働者の権利、人権、多国籍企業の民主的規制」をテーマに、アジア・太平洋労働組合シンポジウムを開催しました。それは、経済のグローバル化、多国籍企業が拡大するなかで、労働者、労働組合が国際的に連携した力で多国籍企業の横暴を規制していく必要があるということで、シンポジウムをやったわけです。この取り組みはその後も追求していますが、いま国際労働運動の流れのなかで、企業の社会的責任を追及する動きが強まってきています。たとえばダイムラー・クライスラー国際従業員代表と国際金属労連（IMF）という組織の両代表がダイムラー・クライスラーの会長との間で結んだ「ダイムラー・クライスラーにおける社会的責任原則」はそのいい例です。そこでは、基本的人権の尊重、強制労働の禁止、搾取的児童労働の撲滅、平等性・差別の廃止、労働組合結成の権利を人権として認めることや、搾取的労働条件の否認、健康保護、妥当な賃金報酬への配慮、労働時間・有給保養の保障、教育訓練の支援など、さまざまな労働のルールについて労働協約として結んでいるだけでなく、ダイムラー・クライスラーは供給業者にもそれを遵守することを求めているのです。06年はサッカーのワールドカップがドイツで開催されますが、かつてナイキが発展途上国の児童労働を酷使して、過酷な労働でサッカー用品をつくっているということが社会問題になり、国際サッカー連盟が

下請までふくめて基本的な権利を守らないような企業とは取引してはいけないというきびしい方針を出しましたが、こうした企業に社会的責任を果たさせようとするルール化の流れがつくられて、いま国際的にそうした流れがひろがつてきているわけです。そういう流れが社会的、世界的には大きくひろがっているなかで、日本のJC関係ではただの一つもそういう協約が結べていないということを、国際金属労連から相当きびしくいわれています。私たちとしても、そういう流れをおおきくするために努力しているところです。

05年の2月にOECDが出したリポートで、OECD加盟国の中でも日本の貧困化は、他の国に比べてみても非常に深刻な度合いを増しているとか、格差が拡大している背景として二つ指摘をしているんです。一つは日本の所得再配分機能の貧弱さです。もう一つは低賃金層、とくにパート労働者の低賃金の存在です。これらが日本における貧困と格差拡大の背景にあるといっています。小泉政権はそんなことにはおかまいなしに、「構造改革」路線をいっそう加速化させて、社会福祉の切り捨て、庶民大増税などさらなる労働者・国民犠牲を強化しています。こんな小泉「構造改革」は国際社会からみたらやっぱりおかしいと指摘されているんだということを、私たちの権利をふくめてもっともっと多くの仲間に知らせ、ひろげていくことがたいへん重要なのではないかと思います。

その点では、憲法問題でも、私たち自身もっと重視しなければいけないと思うのは、いまの憲法にもとづいて日本の労働者の権利が、たとえば労働組合法や労働基準法や労働安全衛生法が、どういう形でつくられているのかということを、労働者の身近な問題と関連づけて学び、理解しあうことが、たいへん大事だと思います。NHKの研究所が長期的に調査しているもののひとつに、労働者の意識調査があります。不払い賃金は法律違反だと思っている労働者は、けつ

## 特 集・労働運動総合研究所設立 15 周年記念シンポジウム

こういるけれども、団結権や労働基本権が憲法で保障されている権利だと思うかという質問に、そうは思わないという労働者がどんどん増えてるんですね。労働基準法だとか労安法なんかは学校でもまともに教えないわけですから、異常な職場の実態が異常だと思えない状態で労働者は働くされているわけですね。そういう意味でいうと、もっと身近な労働者の権利ということをふくめて、憲法との関連で具体的な職場実態と照らしあわせながら、憲法問題を考えいく。平和の問題もとうぜんそうですけれど、私たち自身がそういう普段の努力をもっと重視することが重要なのではないでしょうか。

全労連は「対抗軸」としてどんな役割を果たせるのかということで、労働組合に対するきびしい批判もご意見も寄せられましたので、最後にそのことに若干触れてみたいと思います。憲法改悪攻撃をはじめ、支配層が労働者や国民にかけられている熾烈な攻撃に抗して、要求を実現していくためには、それにふさわしい体力が必要です。労働組合の組織率が20%を下回ったといわれる状況のもとで、全労連は要求を実現できる組織的力量をつくるために、いま全力をあげて組織拡大に取り組んでいます。この間、全労連は、いろんな困難がともなうなかでも、今年、05年の夏の定期大会で、日本医労連やJMIUなどいくつかの単産が前年比で組織減少に歯止めがかり、組織の純増に転じてきたことをあきらかにしています。これらの組織は、たたかってきているから定年退職者をはるかに超える組織拡大が前進してきていると私は思うんですね。

地域でも、未組織労働者をふくめて労働者が労働組合へ結集しようという変化を重視する必要があると思います。埼労連と労働総研が共同しておこなった調査や、今度の労働総研と全労連が共同して取り組んでいる調査でも、労働者が労働組合を見捨てているわけじゃない、未組織労働者は機会があれば労働組合に入りたいと

思っているということがはつきりしました。その比率はけっこう高いのです。労働組合にすぐ参加したいとか、機会があったら入りたい、あるいは加入を検討したいという労働者の比率は合計で20%です。これをいまの未組織労働者数で機械的に推計すると、約800万近い未組織労働者が労働組合に機会があれば入りたいと思っているということです。その未組織労働者がなぜ組合に入らないかといえば、職場に労働組合がありながら、労働組合のほうから加入の呼びかけがなかったという答えが多かったのにはショックを受けました。ですから、われわれ自身が職場や地域のなかにある未組織労働者との垣根を取りはずして、要求あるいは運動をつうじて多くの労働者に働きかけていくならば、もっと運動に弾みがついて組織的にも大きく前進することができるということを確信にして、がんばっていきたいと思っているところです。

大木 力強いお話、ありがとうございました。  
最後になりましたが斎藤さんにお願いします。

### 改憲阻止は日本と世界の幸福を約束する

斎藤 さきほどからお話しているように、いまの新自由主義的改革というのは非人間的で非論理的で社会ダーウィニズムであって、ほんとにろくでもない流れだと思うんです。ですから真理というものがもしあるとすれば、それに照らして非常に脆いはずのものだと思います。しかし現実にはさきほどいったように、要するに「俺たちがよけりやそれでいい」という非常に単純な理屈です。この単純さはそれを受ける側しだいではいくらでも強くもなってしまう性格のものではないか。つまり、労働者の側が自立できなければこれはほんとにいくらでもつづいていく。「長い物には巻かれろ」になってしまったら、ちょっと取り返しがつかないなと思っています。というのは、時間がなくて読み上げられなかったご質問のなかに、「どうしたら自立でき

るのか」ということがあったから、あえて申しあげているんです。

結局いまの状態は、皆非常にひどい目にあっている。「じゃしようがない」といって、自分よりも立場の弱い者をいじめて楽しんで内面のバランスをとるという、浅ましい悪循環になっているんじゃないかと思うんです。労働者同士の間でも、たとえば民間の労働者が確かにひどい目にあっている。だから公務員バッシング、教員バッシングをして、まだしも多少の権利に守られている奴らを引きずりおろせという、こういう傾向になってしまっているわけです。労働組合の使命というのは、おそらくは、たとえばこういう場合に、奴らを引きずりおろすんではなくて、「俺たちにも奴らなりの権利をよこせ」という方に全体を引っ張っていくことが第一義ではないかというふうに思います。

その際に、教育がとうぜん重要です。教育は、きょうのテーマでなかつたので十分お話しなかつたんですけども、いまおこなわれている「教育改革」は非常に差別的です。企業における価値観である「選択と集中」、限られた資金や人材を得意分野に特化する。あまり得意でない分野は切り捨てていく。これ企業のロジックであればそれでもいいのかもしれません、これを教育でやろうとしているのが現実の「教育改革」です。どうせ将来リーダーにならないような子に勉強を教えるのは無駄だし、労働者階級はなまじ知恵をつけると邪魔くさいという視点に、いまの「教育改革」はみちあふれてしまっています。それに対してどういうわけか、労働組合もあまりきちんとものを申していない。教職員組合はいっていますけれども、民間の労働組合がもっとこの問題に対して抵抗すべきではないかと思います。でないと、第三次産業を中心になっているいまの国内産業において、労働者はただマニュアルどおりに動けばいいという、ほんとの奴隸労働にさせられかねないと思うんです。この「教育改革」にもどんどん積極的に

提言を打ち出していくことが求められていると思います。

それから、これはいろいろとご異論もあるかと思いますが、私はさつき申しあげたサラリーマン税制の存在が、この国の勤労者の個としての意思というのをほとんど根底から奪いつくしまっているんではないかと思います。どうせ税金を支払うことが避けられないのであれば、自分でいくら稼いで、そのうち経費がいくらかかって、どれだけの税金を払うという作業を、自分で1年に1回やることの重さは非常に大きいと思います。税金の問題を会社任せにしてしまうことが、会社人間を産んできた。いまはもう会社人間になることもできないのに、税金問題で会社にしがみつくだけの人間にされてしまっているんではないか。これは、財務省サイドが納税者番号制とのバーターなどの形で出してきますので、対応は非常に難しいんですけども、従来のままでいいということにはならないということを申しあげたいと思います。

それからさつきもちよつといいかけましたけれども、もう正規雇用だけの労働組合であってはならないということです。非正規雇用、市民団体、一般の市民一人ひとり、それから自営業者、こういった要するに経営側に属する人たち以外、場合によっては経営側にいる人たちだって決していま安定してるわけではないので、その人たちをもとりこんだような緩やかな連帯を目指す組合であってほしい。それには、今までのような企業別というよりは地域労組というようなイメージがまずあって、それがアーバのように連帯して、最終的にその万国の労働者に連帯していく。どっちにしてもグローバリゼーションですから、世界中それほどとんでもなく変わった状況というわけではないので、それは決して不可能な話ではないと思います。それだけ労働組合の役割というのは、むしろ政治的にも大きな役割をこれから求められていくんではないか。いまが不當にその役割が小ちゃくなっ

## 特 集・労働運動総合研究所設立 15 周年記念シンポジウム

---

ているので、ぜひ拡大してもらいたいと思います。

最後に、一つの表現手段としては憲法をどうするかという話もあるわけですけれども、経済同友会の元副代表幹事で終身幹事である品川正治さんがよくおっしゃるんですが、確かに追いつめられつつある、しかし、この局面でもしも改憲への動きを阻止できたら、これはほんとに凄いことなんだ、それは半永久的とはいいませんが、かなり長い間、長期間にわたって日本の幸福と世界の幸福を約束するものになるのではないか、それだけやりがいのあることなので、どうかいっしょにがんばろうじゃないかと、の方はよくおっしゃっています。そしてそれは決して不可能ではない。というのは、改憲派であった人たちの中に、いまの流れに対しても非常に懐疑的な人が随分増えている感じがあります。代表的な人物をあげれば、慶應大学の小林節先生です。憲法学の自民党のブレーンだった人です。の方は昨年になって『週刊金曜日』とか『赤旗』に出ては、「いま改憲しちゃいかん」といいだしたんですね。「反対への転向ですか」ということで、私取材に参りました。彼はこういっているんです。「最近は人間の命の慈しみというのを非常に感じるようになった」「何がきっかけですか」といったら、「自分の娘がいまこの慶應の三田キャンパスにかよつてきている。彼女の毎日をみているとそう思う」というんです。「しかし先生、そういうことって普通赤ちゃんが生まれた時に考えることじゃないですか」っていったんですね。「いやそのとおりだけども、実は自分はその頃はまだ大学の講師で、助教授になるかならん頃で、大学というのは教授にならないと人間ではないので、その頃は赤ちゃんどころじやなかつたんだ」と、非常に率直なことをおっしゃっていました。ですから、私この方の態度は嫌いではない、好きなんですけど、しかし実際に改憲をすすめている人たちは、実はこの程度の認識の人が非常に

多いと思います。机の上で議論をしていて、実際にそれでもって戦争をする人のことなんか、実はよくわかってないわけです。小林さんは改心してくれたからいいんですけども、かれ曰く「いまの自民党の代議士たちはほとんど全員が2世、3世で、気分は封建領主だ」というんです。そのことは、私はさんざん指摘してきたことです。私はそんな自民党の代議士と深くつきあっているわけではないので、いくらなんでも政治家になるような人がそこまでバカかという疑問もちょっとあったんです。ですが、もうにつきあってきた人にそういうわれて確信がもてました。この小林さんのような人は結構あちこちに増えている感じがします。ですから、その方たちをどう味方に引き入れていくか。きっと重要なテーマになってくるんじゃないかなと思います。以上です。

大木 三人のシンポジストの方、長時間ほんとにありがとうございました。ここでプログラムによりますと、コーディネーターの「まとめ」をやることになっていますが、「まとめ」などとでもできるようなことではありませんから、それはやめます。冒頭の牧野さんのあいさつのなかで、労働総研についていろいろ注文や苦言をどしどし出して欲しいと話されましたが、幸か不幸かあまり注文はありませんでした。しかし、シンポジストのお話はもちろんのこと、会場からの発言などもふくめて、労働総研の研究活動にいろいろ参考になることが多かったという感想をもちました。

熊谷さんは、全労連ができて、存在すること自体に非常に大きい「対抗軸」としての意味があるということを強調されたわけですけども、その全労連といっしょにいろいろな調査・研究活動をおこなってきた労働総研も、坂本先生の言い方を借りれば、「対抗軸」はいくつあってもいいというお話ですから、その一つとしての存在意義があるのではないかと思いましたし、もつ

労働総研クオータリーNo.61(2006年冬季号)

とがんばんなきやいけないということをあらためて痛感させられました。

斎藤先生のお話のなかでは、改憲派の思想の根源にまで立ち入って解明され、いますすめられている新自由主義的な「構造改革」路線は、国民蔑視の政策であり、その政策を仕方がないものと認めることによって、労働者や国民がお互いの足を引っ張りあいやいじめをしあうような悪循環に陥っているという状況について告発されました。そして、それを打開していく一番の基本は、みんなが自分たちの状態について的確に自覚するっていうことらしい。あるいは世界の流れのなかで自分たちがどういうところにいるのかということを、お互いによく知ることだっていうようなことも話しあわれました。そのようなお話を聞きながら、研究所としてもやるべき課題がずいぶん多いなというような感想もあらためてもたされたわけです。

憲法の問題では、五十嵐先生は「活憲」とい

われましたけど、坂本先生のご発言によれば、要するに憲法改悪反対闘争を「転換軸」にして変えて、日本社会の改革をむしろそれを軸にしてすすめるという具体的な展望をもってたたかうべきであるという提起もされました。その問題を労働者や国民の生活と権利を守る課題と具体的に結合して研究する必要があるということも痛感させられたところであります。

ご参会の皆さんもいろいろな点を感じとっていただけたかと思いましたが、きょうのテーマはいっしょに考えようということありますので、今回だけにとどまらず、今後ともいっしょに労働総研を盛り立てていただきながら、労働総研も「対抗軸」の一つとして、強化発展させてもいただきますように、いろいろお力添えをいただきたいということをお願いして今回のシンポジウムを閉じさせていただきたいと思います。長時間、たいへんご苦労さまでした。

(見出しが編集部)

## 労働運動総合研究所設立15周年記念シンポジウムと 記念レセプションを振り返って

当研究所の設立15周年シンポジウムと記念レセプションは、昨年12月11日、東京・水道橋にある日本大学経済学部7号館と同本館でそれぞれ開催されました。当日は日曜日にもかかわらず、多数の参加者をえて記念シンポジウムも記念レセプションも成功裏に終了することができました。感謝申し上げます。

以下に、記念シンポジウムと記念レセプションについて、簡単な記録を掲載します。

記念シンポジウムは、日本大学経済学部7号館2階講堂で、130人が参加して、午後2時から5時20分まで開催されました。当日のシンポジウムは本特集に採録されているとおりです。

記念レセプションは、日本大学経済学部本館1階のレストランで、午後5時20分から7時30分まで、80人が参加して開催されました。

レセプションは、最初に、大江洸代表理事が主催者挨拶をおこないました。

つづいて、熊谷金道全労連議長、坂本修自由法曹団団長、笠井亮日本共産党衆議院議員の3氏が、来賓の挨拶をおこないました。

つづいて、黒川俊雄顧問が挨拶し乾杯の音頭をとりました。

その後、和やかな懇談をはさんで、五十嵐仁法政大学・大原社研教授、儀我壮一郎理事、清山玲茨城大学教授・理事、佐藤綾一建交労委員長、佐藤幸樹埼労連事務局次長、竹内真一労働者教育協会会長、内山昂理事（元事務局長）が、それぞれ「一言スピーチ」をおこないました。

最後に、牧野富夫代表理事が閉会の挨拶をおこない、レセプションを閉会しました。